

(仮称)第3次秋田市子ども・子育て 未来プラン

素 案

**令和2年3月
秋 田 市**

目 次

第1部 総 論 編

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の目的	2
4	計画の期間	2
5	計画の対象	2
6	第2次秋田市子ども・子育て未来プランの評価	2

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1	人口と世帯の状況	4
2	婚姻の状況	6
3	出生の状況	8
4	「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から	9

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	1 3
2	基本目標と施策体系	1 4
3	進行管理と推進体制	1 6

第2部 各 論 編

第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

1	幼児教育・保育環境の充実	1 7
2	幼児教育・保育の質の向上	2 1
3	多様な保育ニーズへの対応	2 2

第2章 地域における子ども・子育て支援の充実

1	地域における子育て支援の充実	2 3
2	放課後児童対策の充実	2 6

第3章 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	2 8
2	食育の推進	3 2
3	小児医療への支援	3 4

第4章 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

- 1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 36
- 2 家庭や地域の教育力の向上 40
- 3 青少年健全育成活動の推進 44
- 4 次代を担う若者の育成支援 46

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 48

第6章 安全・安心な生活環境の整備

- 1 子どもの安全確保 50
- 2 子育てを支援する生活環境の整備 53

第7章 子どもと家庭へのきめ細かな支援

- 1 児童虐待防止対策の充実 55
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進 57
- 3 障がい児等に対する支援の充実 59
- 4 子育てに係る経済的支援の充実 63

第3部 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育の量の見込みと確保方策 65
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 75

第4部 資料編（省略）

第 1 部 総 論 編

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国では、依然少子化の状況下であり、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化してきている中において、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現が求められています。

本市では、平成 22（2010）年 3 月に策定した「秋田市子ども・子育て未来プラン（次世代育成支援行動計画後期計画）（以下、「第 1 次プラン」という。）」に基づき次世代育成支援対策に取り組み、さらに平成 27（2015）年 3 月に策定した「第 2 次秋田市子ども・子育て未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）（以下、「第 2 次プラン」という。）」のもと、平成 23（2011）年度から 9 年連続となる年度当初の待機児童ゼロを達成する中、国の無償化に先駆けた第 2 子および第 1 子の保育料無償化の実施、妊娠期からの相談支援を行う秋田市版ネウボラの設置など、子ども・子育て支援に取り組んできました。

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現には、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりに、引き続き取り組んでいく必要があります。こうしたことから、本市では、「（仮称）第 3 次秋田市子ども・子育て未来プラン（第 2 期秋田市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、「第 3 次プラン」という。）を策定し、子ども・子育て支援策のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 「子ども・子育て支援法」および「次世代育成支援対策推進法」との関係

第 3 次プランは、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであります。また、第 2 次プランに引き続き、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画としても位置づけ、一体的に策定するものとします。

(2) 「秋田市子ども条例」との関係

第 3 次プランは、「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下、「秋田市子ども条例」という。）」第 15 条に規定する推進計画としても位置づけます。

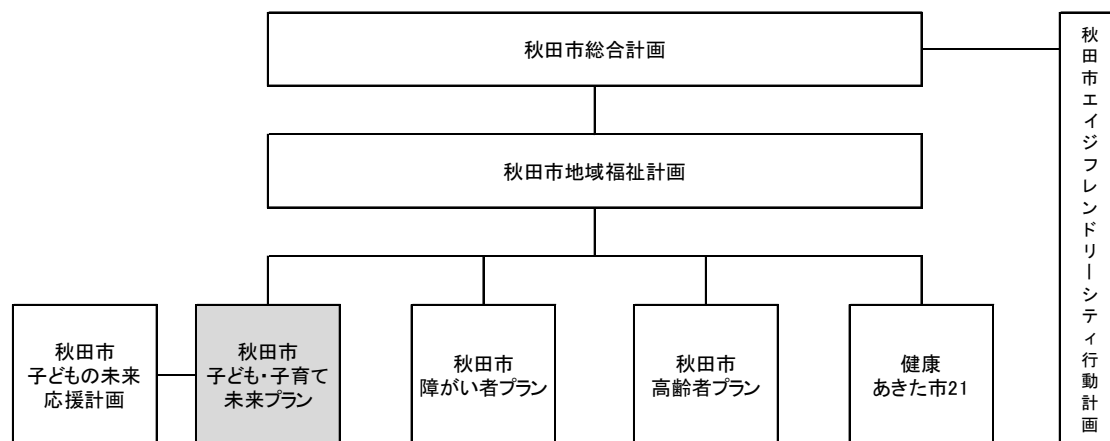
(3) 市の関連計画との関係

第 3 次プランは、「秋田市総合計画」のもと、「秋田市地域福祉計画」と共通する理念を示しながら、関連諸計画とも整合性を図っていきます。

(4) 「秋田市子どもの未来応援計画」との関係

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定し、子どもの貧困対策への取組を推進しており、第 3 次プランは、同計画との整合性を図るものとします。

秋田市子ども・子育て未来プランの位置づけのイメージ



3 計画の目的

子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりに一層取り組むことを目的とします。

4 計画の期間

令和 2（2020）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

5 計画の対象

「子ども」「子育て家庭」「結婚や子育てを希望する若い世代」を主な対象とします。

6 第 2 次秋田市子ども・子育て未来プランの評価

第 2 次プランでは、「支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、施策分野ごとに掲げた 6 つの基本目標に沿って、19 の基本施策、160 の取組・事業を展開してきました。

「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会（秋田市子ども・子育て会議）」で行った基本施策の評価では、19 施策中、A 評価が 15 施策と全体の約 8 割で、残りの 4 施策が B 評価となり、全体としては一定の成果を上げているものとされています。

各基本施策の評価結果は、次のとおりです。

(1) 評価基準

S	目標達成
A	目標達成には至らないがほぼ同等の成果を上げたもの
B	目標達成には至らないが一定の成果を上げたもの
C	目標達成できず、改善が必要なもの

(2) 基本施策の評価

基本目標 1 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供		評価
施策 1－1	質の高い教育・保育の提供	A
施策 1－2	地域における子育て支援の充実	A
施策 1－3	放課後児童対策の充実	A
基本目標 2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援		評価
施策 2－1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	A
施策 2－2	食育の充実	A
施策 2－3	小児医療等体制の充実	A
基本目標 3 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実		評価
施策 3－1	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	A
施策 3－2	家庭や地域の教育力の向上	B
施策 3－3	青少年健全育成活動の推進	A
施策 3－4	次代の親の育成	B
基本目標 4 ワーク・ライフ・バランスの推進		評価
施策 4－1	ワーク・ライフ・バランスの推進	A
施策 4－2	社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりの推進	A
基本目標 5 安全・安心な生活環境の整備		評価
施策 5－1	子どもの安全確保	A
施策 5－2	子育てを支援する生活環境の整備	A
基本目標 6 子ども・若者と家庭へのきめ細かな支援		評価
施策 6－1	児童虐待防止対策の充実	A
施策 6－2	ひとり親家庭の自立支援の推進	B
施策 6－3	障がい児等に対する支援の充実	A
施策 6－4	社会参加に困難を有する子ども・若者への支援	B
施策 6－5	子育てに係る経済的支援の充実	A

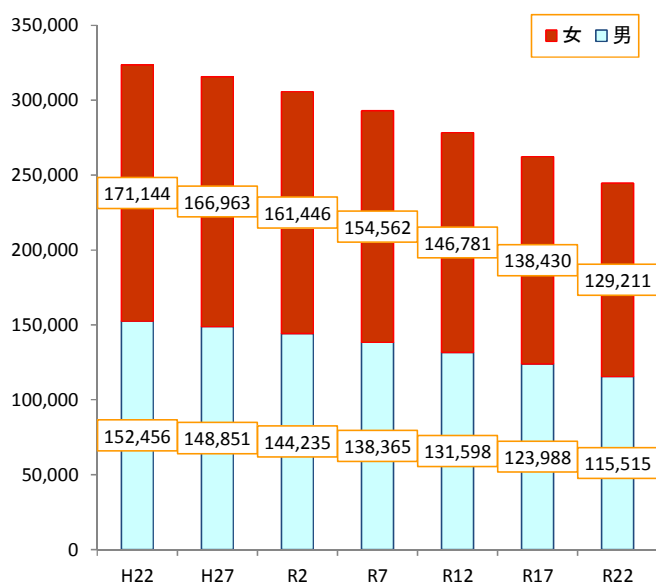
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

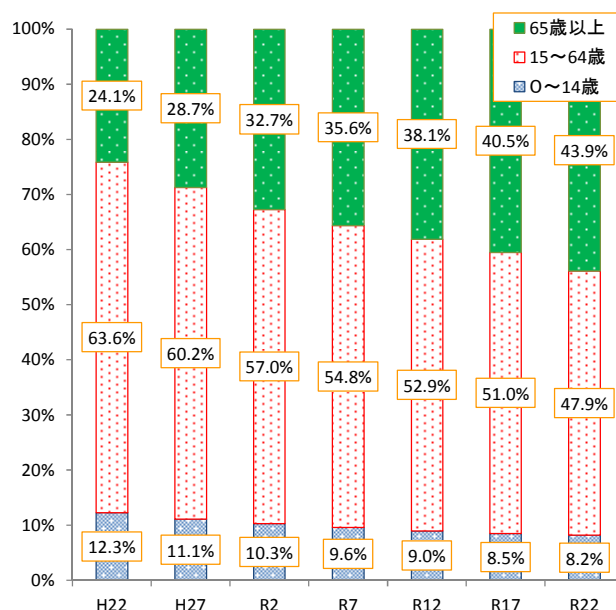
(1) 総人口と将来推計人口

国勢調査の結果によると、本市の平成 27（2015）年の総人口は、315,814 人であり、平成 22（2010）年の 323,600 人から 7,786 人減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 7（2025）年の総人口は 292,927 人と減少し、年少人口（0～14 歳）の比率は、平成 27（2015）年の 11.1%から 9.6%に低下することが見込まれており、人口減少および少子化が一層進む見込みとなっています。

◆総人口の推移



◆年齢3区分別割合の推移

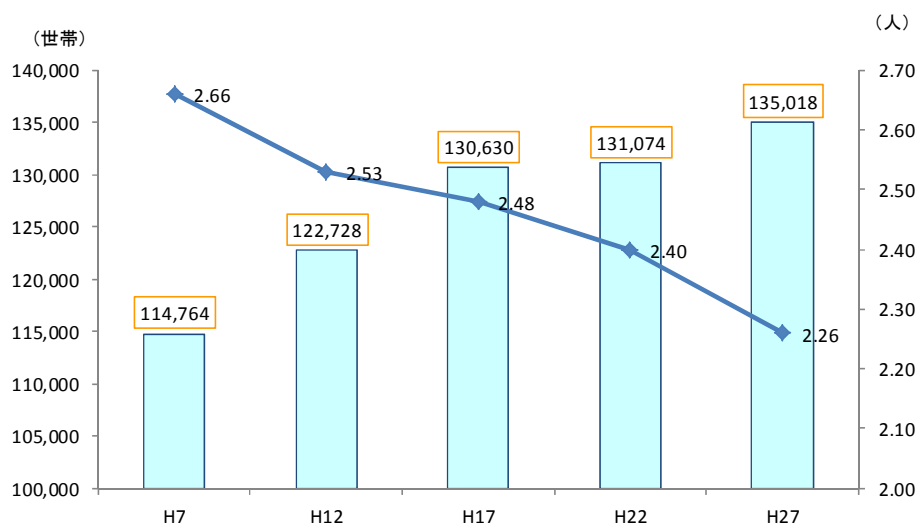


(2) 世帯数の推移

国勢調査の結果によると、長期入院患者や社会施設の入居者などの施設等の世帯を除いた本市の一般世帯は、平成 27（2015）年で 135,018 世帯であり、平成 22（2010）年の 131,074 世帯から 3,944 世帯の増加となっています。一方で、一般世帯の 1 世帯当たり人員については、2.26 人と減少しており、全国的な傾向と同様に世帯規模が縮小しています。また、一般世帯を家族類型別にみると、単独世帯の増加傾向が続き、親族世帯は市町合併のあった平成 17（2005）年以降、減少傾向となっています。さらに親族世帯に占める核家族世帯の比率は増加傾向となっています。

<「秋田市「国勢調査」より作成>

◆世帯数と1世帯当たり人員の推移

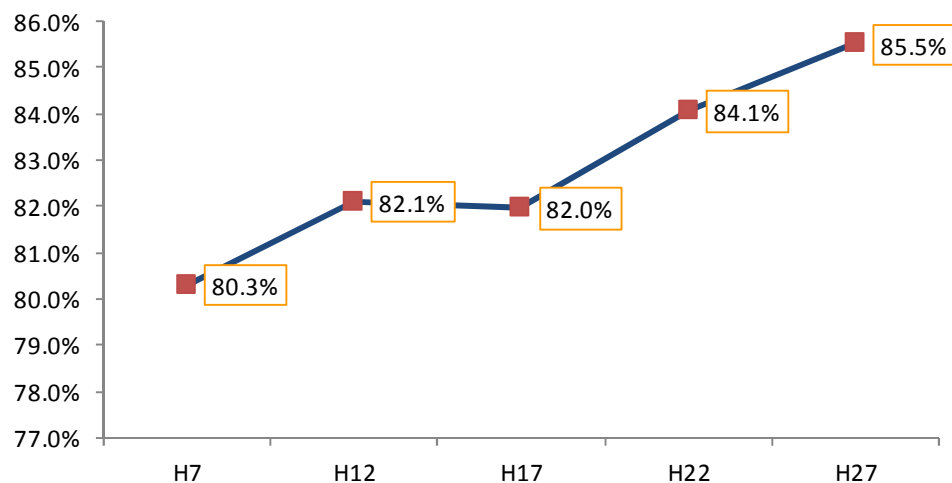


◆世帯の家族類型別一般世帯数の推移

世帯の家族類型 (7区分)	平成7 (1995)年	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
一般世帯数 総数1)	114,764	122,728	130,630	131,074	135,018
親族世帯数	82,662	85,719	91,159	90,325	86,650
核家族世帯数	66,393	70,389	74,724	75,942	74,097
夫婦のみ	21,166	24,327	26,870	28,204	28,726
夫婦と子ども	36,864	36,668	36,460	35,255	33,173
男親と子ども	892	1,071	1,290	1,453	1,529
女親と子ども	7,471	8,323	10,104	11,030	10,669
その他の親族世帯	16,269	15,330	16,435	14,383	12,553
非親族世帯	327	363	510	980	819
単独世帯	31,775	36,646	38,961	39,727	47,053

1) 家族の類型「不詳」を含む

◆親族世帯数に占める核家族世帯数の比率の推移

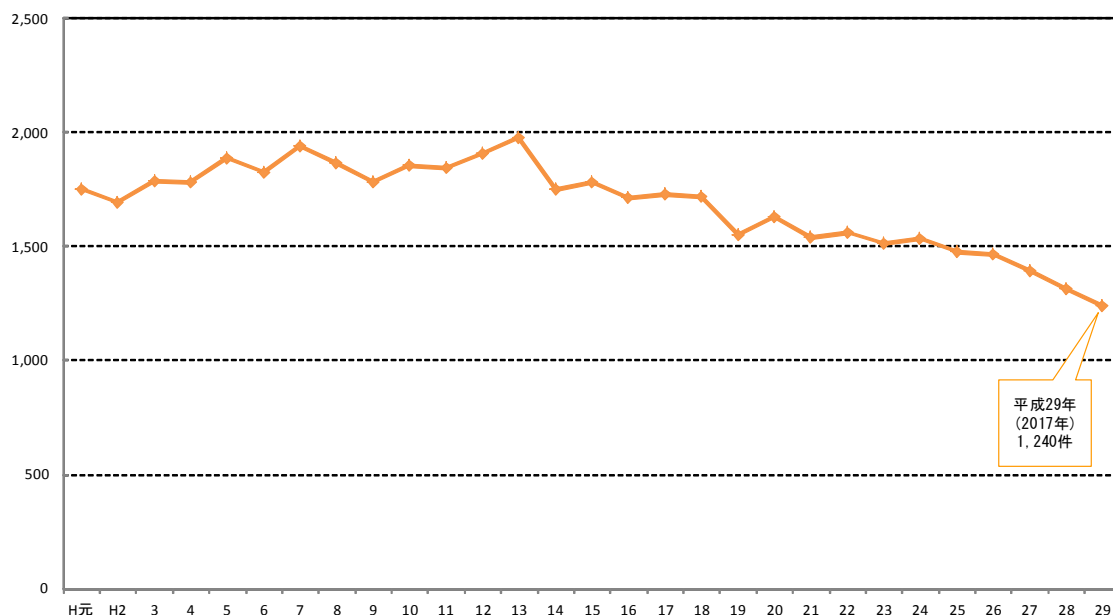


2 婚姻の状況

(1) 未婚化の進行

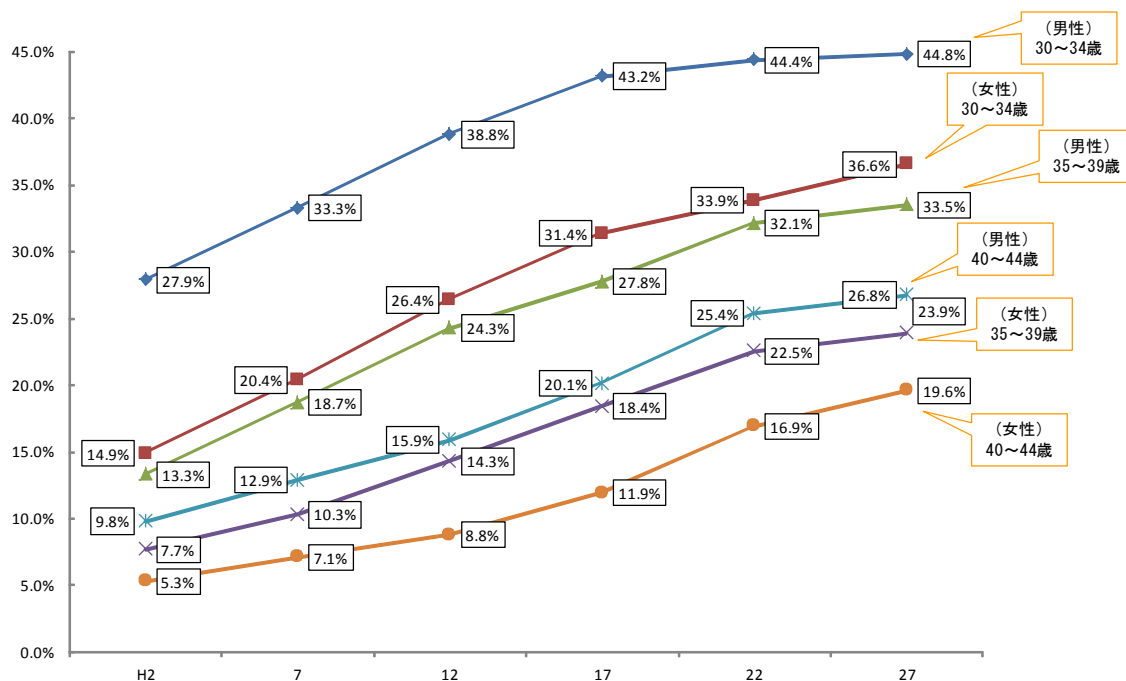
本市の婚姻件数は、近年減少傾向が続いており、平成 29（2017）年は 1,240 件で、前年の 1,310 件から 70 件減少となっています。

◆婚姻件数の推移（秋田市「人口動態統計」より作成）



また、国勢調査によると、未婚率は男女ともに上昇傾向が続いており、平成 27（2015）年は、30～34 歳では、男性が 44.8%、女性が 36.6%、40～44 歳では、男性が 26.8%、女性が 19.6%となっています。全国的な傾向と同様、本市においても未婚化が進行しています。

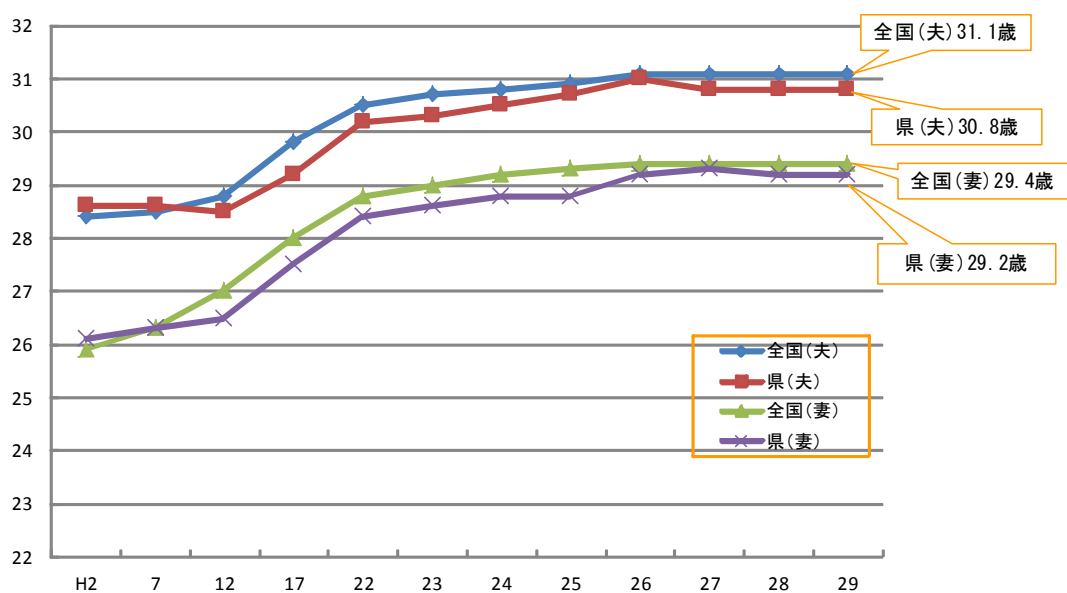
◆年齢階級別の未婚率の推移(秋田市「国勢調査」より作成)



(2) 晩婚化の進行

秋田県内における平均初婚年齢は、全国的な傾向と同様、年々上昇傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいに推移しており、平成 29 (2017) 年では、夫が 30.8 歳、妻が 29.2 歳となっており、本市も同様の状況にあるものと考えられます。

◆平均初婚年齢(全国・秋田県「人口動態統計」より作成)

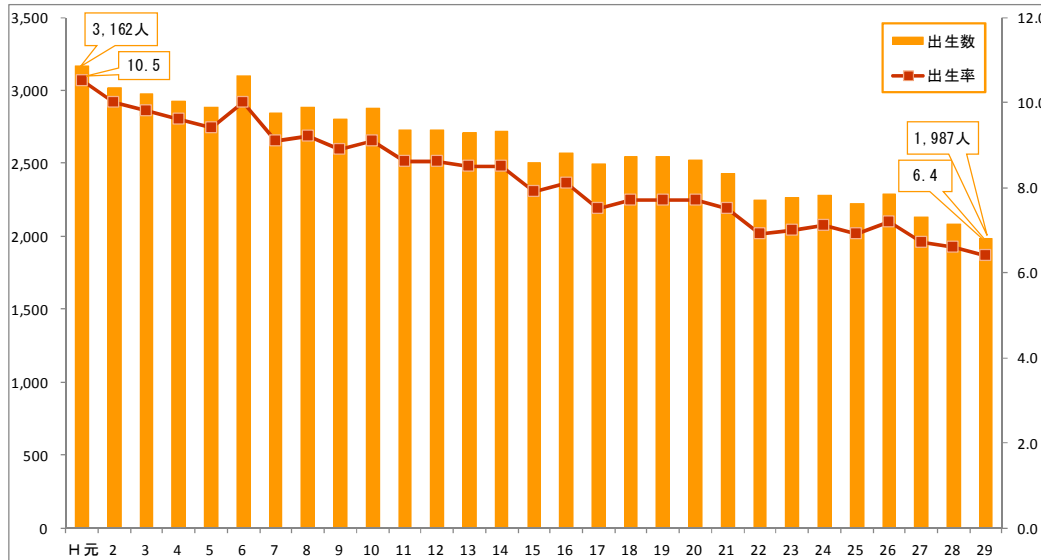


3 出生の状況

(1) 出生数と出生率の推移

平成 29 (2017) 年の本市の出生数は 1,987 人で、前年の 2,082 人から 95 人減少し、出生率（人口千対）は 6.4 で、前年の 6.6 を 0.2 ポイント下回っています。近年は、出生数・出生率ともに低下傾向が続いています。

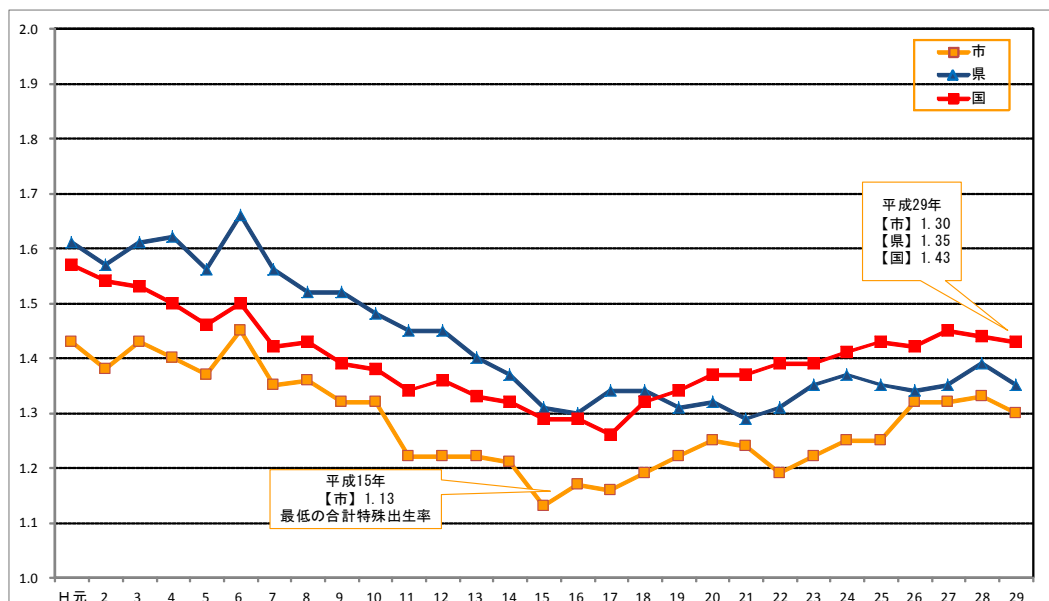
◆出生数と出生率の推移(秋田市「人口動態統計」より作成)



(2) 合計特殊出生率の推移

1 人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、本市は平成 15 (2003) 年の 1.13 以降、上昇傾向となったものの、平成 29 (2017) 年は、前年より 0.03 ポイント下回る 1.30 にとどまっており、依然として全国や秋田県と比較して低い水準となっています。

◆合計特殊出生率の推移(秋田市「人口動態統計」より作成)



第3次プランの策定にあたって、基礎的なデータを収集することを目的として、平成31（2019）年2月に「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）」を実施しました。本ニーズ調査では、教育・保育、地域の子育て支援についての利用状況や利用希望に関する設問のほか、子育てに関する不安感や負担感などについても調査しました。

(1) 調査の概要

	就学前児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者数	2,220 件	1,780 件
回収数	1,189 件	866 件
回収率	53.6%	48.7%
調査方法	郵送による配布・回収	

(2) 子育てに関する意識

「子育てに関しての不安感や負担感」については、「非常に感じる」と答えた割合は、前回の平成25（2013）年11月調査（以下、「25年調査」という。）時と比較して、就学前児童の保護者はわずかに減少し、小学校児童の保護者では増加しています。

「子育てに関して日常悩んでいることや特に不安に思っていること」については、就学前児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「食事や栄養に関すること」「自由な時間が持てないこと」「子どもを叱りすぎている気がする」とが上位を占め、小学校児童の保護者では、「子育てで出費がかさむこと」「子どもの教育に関すること」「子どもを叱りすぎている気がする」とが多い状況です。

子育てに関する不安感や負担感を感じている割合は依然として高いことから、親が子どもとしっかり向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、気軽に相談できる場所などを確保するとともに社会全体で子育て家庭を支援していく取組を推進していく必要があります。

◆子育てに関しての不安感や負担感などについてどのように感じていますか（無回答除く）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H25	H31	H25	H31
非常に感じる	15.0%	14.1%	13.0%	17.3%
ときどき感じる	63.3%	67.9%	57.9%	58.0%
あまり感じない	17.6%	15.4%	23.6%	21.5%
全く感じない	3.0%	2.4%	3.2%	2.7%
その他	0.1%	0.2%	0.3%	0.5%

※25年調査との比較では、無回答を除いた割合で比較

◆子育てに関して悩んでいること、特に不安に思っていることはどのようなことですか
（複数回答）

選択肢	就学前児童		小学校児童	
	H25	H31	H25	H31
病気や発育・発達に関すること	29.0%	38.2%	47.0%	24.9%
食事や栄養に関すること	37.5%	40.1%	49.8%	21.8%
育児の方法がよくわからないこと	9.9%	10.5%		
子どもとの接し方に自信が持てないこと	22.5%	24.7%	30.5%	16.4%
子どもとの時間を十分にとれないこと	31.1%	32.7%	28.4%	28.1%
子どもが言うことをきかないこと	24.0%	26.5%		
話し相手や相談相手がいらないこと	6.2%	5.6%	4.6%	6.9%
自由な時間が持てないこと	34.8%	38.4%	19.2%	24.5%
子どもの教育に関すること	28.7%	36.3%	42.4%	49.9%
子どもの友だちづきあいに関すること	17.9%	15.5%	27.4%	31.6%
子どもが幼稚園や保育所等に行きたがらないこと		2.8%		
不登校等に関すること			2.8%	4.5%
家族の協力が少ないこと	12.6%	8.9%	7.3%	8.2%
幼稚園や保育所に、希望した時期に入れにくいこと	4.3%	5.0%		
子どもを叱りすぎている気がする	41.9%	38.4%	31.4%	36.4%
子育てに関して家族と意見が合わないこと	8.3%	8.8%	6.7%	9.3%
自分自身が子どもを虐待しているのではないかとということ	4.5%	2.8%	1.5%	2.9%
家族が子どもを虐待しているのではないかとということ	0.6%	0.7%	0.3%	0.6%
住居が狭いこと	12.6%	14.3%	11.9%	10.4%
子育てで出費がかさむこと	35.2%	42.4%	35.4%	55.6%
その他	5.3%	6.4%	5.3%	5.0%

※表中の「就学前児童」は就学前児童の保護者、「小学校児童」は小学校児童の保護者

※表中の「 / 」は、設問のない項目

(3) 母親の就労状況

ア 母親の現在の就労状況

就学前児童の母親では、「フルタイム就労中」が最も多く、育児等の休業中を含めた就業者の割合は74.6%で、25年調査時の62.3%から12.3ポイント増加している。また、小学校児童の母親についても、「フルタイム就労中」が最も多く、育児等の休業中を含めた就業者の割合は80.7%で、25年調査時の74.8%から5.9ポイント増加していることから、母親の就業率の上昇傾向がうかがえます。

◆母親の現在の就労状況（無回答除く）

選択肢	就学前児童の母親		小学校児童の母親	
	H25	H31	H25	H31
フルタイム就労中	36.3%	40.3%	35.2%	42.1%
フルタイム就労中（産休・育休・介護休業中）	4.3%	11.2%	0.9%	1.4%
パート・アルバイト就労中	20.6%	21.0%	38.5%	36.9%
パート・アルバイト就労中（産休・育休・介護休業中）	1.1%	2.1%	0.2%	0.3%
以前就労していたが、現在就労していない	34.5%	23.9%	21.7%	17.3%
就労したことがない	3.2%	1.5%	3.5%	2.0%

イ 今後の就労希望（現在就労していない場合）

就学前児童の母親では、「子どもがある程度大きくなったら就労したい」という将来的な希望が多くなっていますが、小学校児童の母親では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」という希望が多くなっており、「子育てや家事に専念したい」という希望も一定の割合があります。

また、就労を希望する時期としては、就学前児童の母親では、一番下の子どもが「3～5歳」と回答する割合が最も多く、幼稚園等への入所のタイミングでの就労希望が強いと考えられます。

◆現在就労していない母親の今後の就労希望（無回答除く）

選択肢	就学前児童の母親	小学校児童の母親
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）	20.4%	36.8%
1年より先、子どもがある程度大きくなったら就労したい	44.2%	22.4%
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	35.4%	40.8%

◆「子どもがある程度大きくなったら就労したい」（希望する時期）（無回答除く）

選択肢	就学前児童の母親	小学校児童の母親	選択肢	就学前児童の母親	小学校児童の母親
1～2歳	15.0%	0%	9～11歳	7.1%	6.0%
3～5歳	48.7%	24.3%	12～14歳	0%	18.2%
6～8歳	29.2%	39.4%	15歳以上	0%	12.1%

(4) 仕事と子育ての両立支援について

育児休業の取得状況は、就学前児童の母親では、「取得した（取得中）」が49.0%、「取得していない」が14.4%、「働いていなかった」が36.6%となっており、25年調査時より取得率が増加しています。

「取得していない」理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く、次に多い「収入減となり経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」については、25年調査時との比較では、回答割合が減少しています。

また、就学前児童の父親の「取得した（取得中）」が4.1%で低い数字となっていますが、25年調査時1.8%からは2.3ポイント増加しています。

育児休業の取得率に関しては、母親・父親ともに上昇していますが、父親の取得率は低い状況であることから、さらに職場全体でのワーク・ライフ・バランス意識の醸成を進め、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに一層取り組んでいく必要があります。

◆育児休業の取得状況（就学前児童の母親および父親）（無回答除く）

選択肢	母親		父親	
	H25	H31	H25	H31
取得した（取得中である）	35.0%	49.0%	1.8%	4.1%
取得していない	17.3%	14.4%	96.7%	94.8%
働いていなかった	47.7%	36.6%	1.5%	1.1%

◆「育児休業を取得していない」理由（複数回答）

選択肢	母親		父親	
	H25	H31	H25	H31
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	30.7%	22.7%	39.5%	34.7%
仕事が忙しかった	14.8%	16.6%	42.2%	37.1%
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	9.7%	12.3%	0.8%	0.6%
仕事に戻るのが難しそうだった	11.4%	12.9%	3.8%	3.2%
昇給・昇格などが遅れそうだった	1.1%	0.6%	4.9%	5.7%
収入減となり、経済的に苦しくなる	27.3%	23.9%	31.5%	31.5%
保育所などに預けることができた	15.3%	14.7%	3.7%	4.0%
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0%	0.0%	23.1%	37.2%
配偶者が無職など制度を利用する必要がなかった	6.8%	4.9%	31.7%	26.9%
子育てや家事に専念するために退職した	25.6%	25.8%	1.2%	0.7%
職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	19.9%	20.9%	9.1%	9.3%
有期雇用のため取得要件を満たさなかった	3.4%	8.6%	0.4%	0.8%
取得できることを知らなかった	0.6%	0.6%	1.3%	1.9%
産前産後の休暇を取得できることを知らず退職した	1.7%	0.6%	0.1%	0.0%
その他	15.9%	19.0%	4.4%	6.2%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、これまで、子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりを社会全体で推進していくことを目的とした第2次プランに基づき、子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第3次プランにおいても、第2次プランの基本理念を継承し、本市の子ども・子育て支援を推進することとします。

支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 ～ みんなで育むかがやく笑顔 ～

わたしたちは、未来を担う子どもや子どもを生み育てたいと願う若者に、夢と希望が持てる秋田市の姿を示していかななくてはなりません。

誰もが、仕事や家庭、地域など各場面において、充実した生活を送ることができる社会の実現が望めます。

そのためには、女性も男性も、青年期や子育て期、中高年期といった人生の各段階（ライフステージ）において、様々な生き方が選択・実現できるように、子どもを安心して生み育てられる環境を整えていきながら、わたしたちみんなで「仕事と生活の調和」がとれた社会を目指していくことが必要です。

また、明日を担い、未来を築く子どもたちが、その一人ひとりの生命が尊重され、ひとしく心身ともに豊かで健やかに育つことは、これからの秋田の発展には欠かせないことです。

子どもにとって「いちばんの幸せ」は何かということを「子どもの視点」から考え、子どもの育ちを見守るとともに、子どもを、生み、育む家庭とその一人ひとりを地域や社会で支えあう環境を整えることが、少子化に臨む、わたしたちみんなの課題となっています。

「市民」「地域」「企業」「行政」の協働によって、子どもが、笑顔で、安全に、安心して、健やかに育ち、子どもを、生み、育てることに夢や誇りを持つことができる「まち」をみんなで育むことが、次代に対してわたしたちが果たさなければならない責任なのです。

(1) 基本目標

第3次プランでは、基本理念の実現に向け、施策分野ごとに次の7項目を基本目標として定め、各般の施策を推進します。

◆基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべての子どもに対して良質な成育環境を保障します。

◆基本目標2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもと子育て世帯への支援を行うため、地域における子育て支援の充実を図るとともに、放課後の子どもの遊びや生活の場を確保し、子どもの健やかな育ちを促進します。

◆基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠・出産期からの継続した支援体制の強化を図ります。

◆基本目標4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代の親の育成支援に取り組みます。

◆基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組みます。

◆基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

◆基本目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や障がいのある子どもやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、子どもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

(2) 施策体系

基本理念と7つの基本目標を達成するため、19の基本施策を定め、施策別に具体的な取組・事業を推進します。

基本理念	基本目標	基本施策
支え合う すこやか子育て 夢ある秋田 みんなで育むかがやく笑顔	1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供	幼児教育・保育環境の充実 幼児教育・保育の質の向上 多様な保育ニーズへの対応
	2 地域における子ども・子育て支援の充実	地域における子育て支援の充実 放課後児童対策の充実
	3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 食育の推進 小児医療への支援
	4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実	子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備 家庭や地域の教育力の向上 青少年健全育成活動の推進 次代を担う若者の育成支援
	5 ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの推進
	6 安全・安心な生活環境の整備	子どもの安全確保 子育てを支援する生活環境の整備
	7 子どもと家庭へのきめ細かな支援	児童虐待防止対策の充実 ひとり親家庭の自立支援の推進 障がい児等に対する支援の充実 子育てに係る経済的支援の充実

(1) 計画の評価

ア 基本施策の評価

毎年度、基本施策ごとに目標指標や各取組・事業の進捗状況を踏まえ、評価します。

イ 計画全体の評価

計画期間の最終年度（令和 6（2024）年度）に、基本施策の進捗状況や意識調査等を踏まえ、評価します。

なお、利用者の視点から評価するため、最終年度の前年度（令和 5（2023）年度）に意識調査を実施します。

(2) 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の見直し

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、利用状況や利用希望が本計画における「量の見込み」と大きく乖離する場合は、中間年度（令和 4（2022）年度）に見直しを検討します。

(3) 推進体制

計画の推進にあたっては、「秋田市社会福祉審議会児童専門分科会（秋田市子ども・子育て会議）」および「秋田市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会」において、毎年度、進捗状況や課題・改善点等を踏まえて評価を行い、その結果を公表します。

第 2 部 各 論 編

第1章 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

基本目標1 質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

保育需要に対応する「量の確保」を行うとともに、幼児教育・保育の「質の向上」を促進し、また多様な保育ニーズに対応する保育サービスの充実を図るなど、すべての子どもに対して良質な成育環境を保障します。

1 幼児教育・保育環境の充実【施策1－1】

現状と課題

- ◆本市では、保護者の就業率の増加などにより、保育需要が上昇している中、計画的な施設整備等を行い、平成23（2011）年度から9年連続で年度当初における待機児童ゼロを達成しています。しかしながら、年度途中には0歳児を中心に待機児童が発生していることから、保育需要に対応する体制を整えるとともに、すべての子どもの健やかな成長を目指し、良質な成育環境を整える必要があります。

施策の方向性

教育・保育施設等の計画的な整備などにより、年間を通じた保育需要に対応し、安定した幼児教育・保育環境の提供を図ります。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	保育所等の待機児童数 (①4月1日現在 ②3月1日現在)	①0人 ②76人	①0人 ②26人

取組・事業

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期（施設型給付・地域型保育給付）【※65 ページ以降の第3部に数値内容等を掲載】

第3次プランでは、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）とそれに対応する提供体制の確保内容・実施時期を定めます。

量の見込みは、平成31（2019）年2月に実施した「秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により把握した教育・保育施設の利用状況および利用希望や、計画期間における児童数の推計等を踏まえ、認定区分ごとに設定しています。

① 提供体制の確保内容について

量の見込みに対応する提供体制については、子ども・子育て支援新制度における「施設型給付」・「地域型保育給付」の対象として確認を受けた保育所・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設）および小規模保育事業・事業所内保育事業（特定地域型保育事業）の区分で設定しています。

また、確認を受けない幼稚園や幼稚園における預かり保育、企業主導型保育施設の地域枠を確保内容に含めることが可能とされていることから、これらの施設についても、確保内容の一つとしています。

各地域における量の見込みに対する提供体制については、中央地域において、全認定区分で量の見込みを大きく上回る提供体制となっていることから、その余剰分を隣接地域の受け皿として活用することにより、本計画の最終年度である令和6（2024）年度まで確保が可能です。

② 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合の需給調整について

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行希望がある場合は教育・保育提供区域を問わず、原則として認可・認定を行うこととします。幼稚園から移行する場合の2号・3号定員、保育所から移行する場合の1号定員については、各教育・保育提供区域の状況や施設の利用実態を踏まえ、利用定員を設定していきます。

③ 教育・保育施設および地域型保育事業の整備について

一部の教育・保育提供区域を除き、「量の見込み」が「確保方策（利用定員）」を上回っていることから、新たな教育・保育施設および地域型保育事業の認可については、提供区域の状況や設置者の経営状況などを加味した上で、慎重に判断します。また、特定地域型保育事業等から保育所などへ移行する際についても同様とします。

④ 保育利用率の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、全国的に満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定子どもの利用定員数の割合である「保育利用率」の目標値を定めることとされています。

保育利用率の目標値は、以下の数値とします。

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
①満3歳未満の子どもの全体数(人)	7,414	7,178	6,960	6,750	6,556
②3号認定子どもの利用定員数(人)	4,329	4,344	4,344	4,344	4,344
保育利用率(②／①)	58.4%	60.5%	62.4%	64.4%	66.3%

(2) 教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

① 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、中でも、幼保連携型認定こども園は、学校および児童福祉施設として単一の認可の仕組みとなっており、その普及に取り組むことが求められています。本市の認定こども園は、令和元（2019）年 10 月 1 日現在で 28 園と普及してきており、今後も認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所等が円滑に移行できるよう、情報提供など必要な支援を行いながら、その普及に努めます。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援【関連施策 1－2】

質の高い教育・保育および子育て支援を提供していくためには、子どもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの専門性や経験が極めて重要です。本市においても教育・保育アドバイザーを配置し、県の幼児教育センターと連携しながら、幼稚園教諭や保育士等が保育のニーズや課題等を共有し、専門性の向上が図られるよう、研修機会の確保、研修内容の情報提供などの支援に努めます。

③ 質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る考え方とその推進方策【関連施策 1－2、1－3、2－1、2－2、3－1、7－1】

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期の発達は連続性を有するものであることから、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を通して、すべての子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。本市においても、在宅を含むすべての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに対応した多様かつ総合的な子育て支援を展開し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組みます。

④ 教育・保育施設および地域型保育事業を行う者の相互の連携ならびに認定こども園、幼稚園および保育所と小学校等との連携についての考え方とその推進方策【関連施策 1－2】

子ども・子育て支援において、認定こども園、幼稚園および保育所は、地域の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、地域型保育事業は、身近な地域で 3 歳未満児の保育を提供する役割を担います。この両者が密接に連携、協働することにより、教育・保育の質の向上が図られるものと考えます。加えて、地域型保育事業を利用した子どもが満 3 歳以降も切れ目なく適切に教育・保育を受けられよう配慮が必要です。このようなことから、教育・保育施設と地域型保育事業者がスムーズに連携できるよう支援に努めます。

また、乳幼児期の子どもの発達や学びは連続性を有するものであることから、教育・保育施設の職員と小学校職員を対象とする研修会を引き続き実施し、子どもの育ちや指導方法等についての共通理解を図ります。さらに、幼保小の教職員が交流する機会も充実するよう教育・保育アドバイザーが仲立ちとなり、担当部局間で連携し、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の支援に努めます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容【関連施策 1－3、2－1】

子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に市が認定し、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）等の利用について給付する仕組みです。適正な給付を行うため、円滑な実施に努めます。

2 幼児教育・保育の質の向上【施策1－2】

現状と課題

- ◆幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、子どもの育ちを支援する幼稚園教諭や保育士などの人材の確保と資質向上にさらに努め、質の高い教育・保育を提供していく必要があります。
- ◆発達段階に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供のため、3歳未満児の保育を提供する小規模保育事業など地域型保育事業と認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設との切れ目のない連携・接続と、さらに教育・保育施設と小学校との円滑な接続について引き続き支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

幼稚園教諭や保育士など人材の確保と専門性や経験の向上のため、研修機会等の確保や情報提供を行うとともに、幼保小等の連携・接続の支援に努め、教育・保育の質の向上を推進します。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	教育・保育施設等で実施する園内研修に対する訪問指導率	0%	100%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 保育士人材確保推進事業	子ども育成課	7 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 潜在保育士の就労支援を行い、保育士不足の解消を図る。		(事業概要) 保育士・保育所支援センターにおいて就職支援コーディネーターが保育士に求人情報の提供や相談会等の開催等により、潜在保育士の就労を支援する。						
2 奨学金返還助成事業 (保育士・保育教諭)	子ども育成課	7 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 市内認可保育所等に就職することなどを要件とした奨学金返還助成を実施することで、保育士等の人材を確保し、待機児童の解消を図る。		(事業概要) 平成 30（2018）年度以降、新たに市内認可保育所等に就職するなどの要件を満たす申請者に対し、奨学金返還額の一部を補助する。						
3 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進	学校教育課 施設指導室	11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 小学校入学時にスムーズに学校生活に適応できるよう、幼稚園教員・保育士と小学校教職員を対象とする研修会を実施し、指導についての共通理解を図るとともに、幼児と小学生が交流する機会の充実を図る。		(事業概要) 幼稚園教員、保育士、小学校教員を対象として実施する幼保小連携研修会の内容等の充実を図るとともに、幼児と小学生の交流機会の充実を図る。						

3 多様な保育ニーズへの対応【施策1－3】

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などにより、保育ニーズが多様化していることから、延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実に引き続き努めていく必要があります。

施策の方向性

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、保育サービス等の充実に努め、柔軟に対応できる体制を整えます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	延長保育実施施設の割合	73.2%	80.0%
2	病児保育実施施設数	11施設	14施設
3	休日保育実施施設数	11施設	12施設

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 休日保育事業	子ども育成課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 日曜、祝日に勤務がある子育て家庭への支援・充実を図る。		(事業概要) 日曜、祝日に勤務がある保護者の保育需要に応えるため、保育所の休日保育の実施を促進する。						
2 延長保育事業	子ども育成課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応する。		(事業概要) 通常の利用日および利用時間以外利用日および利用時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する。						
3 一時預かり事業	子ども育成課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 利用者の意向を尊重し、多くの保護者が利用できるよう受付調整等の機能強化を図り、子育て家庭への支援を充実させる。		(事業概要) 家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。						
4 病児保育事業	子ども育成課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 仕事を持つ子育て家庭への支援充実を図る。		(事業概要) 病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育する。						

第2章 地域における子ども・子育て支援の充実

基本目標2 地域における子ども・子育て支援の充実

子どもと子育て世帯への支援を行うため、地域における子育て支援の充実を図るとともに、放課後の子どもの遊びや生活の場を確保し、子どもの健やかな育ちを促進します。

1 地域における子育て支援の充実【施策2-1】

現状と課題

- ◆本市では、地域の子育て支援拠点として子ども未来センター、各市民サービスセンターの子育て交流ひろば、子ども広場（フォンテ AKITA6 階）を整備し、親子のふれあいや保護者同士の交流促進を行っているほか、育児サークル等の地域の子育て支援活動への支援や、住民相互の援助活動の促進などを行っています。地域で子育てを支える基盤を強化し、子育てをしやすい地域社会づくりをさらに進めていく必要があります。
- ◆子育てに対する不安感や孤立感を感じている子育て家庭は多く、共働き家庭においては、依然として、仕事と子育ての両立が困難となっています。また、ライフスタイルの変化に伴い子育て家庭のニーズも多様化していることから、すべての子育て家庭が安心して必要な支援を受けることができ、それぞれが望む暮らしを送ることができるよう、ニーズに即した対応ができる支援体制の整備を進める必要があります。

施策の方向性

子育て家庭が安心して子育てできるよう、不安感や孤立感の解消および必要な支援につなげる相談体制の充実を図るほか、地域で子育てを支える機運の更なる醸成をめざし、各種交流イベントの充実や地域で子育て支援に取り組む活動主体との支援・協力体制を強化します。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	地域子育て支援拠点施設(9箇所)の延べ利用人数(子どもの年間利用人数)	86,534人	100,000人
2	ファミリー・サポート・センター利用会員一人に対する協力会員数 (実働人数ベース:協力会員数/利用会員数)	0.34人	0.4人
3	交付率		
	子育てサポートクーポン券	79.0%	85.0%
	多子世帯サポートクーポン券	38.3%	85.0%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 利用者支援事業（基本型）		子ども未来センター	7, 12 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
（事業目標） 子育て家庭が個々のニーズにあった最適な子育て支援サービスを利用できるよう支援を行う。			（事業概要） 子育て家庭が集まりやすい施設に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
2 利用者支援事業（母子保健型） 妊娠期からの相談支援事業 （秋田市版ネウボラ）	子ども健康課	8, 12 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供することにより、切れ目のない支援を実施する。		（事業概要） 妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面接を行い、個々人の状況を把握し、支援プランを作成する。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。					
3 地域子育て支援拠点事業	子ども未来センター	7, 12 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。		（事業概要） 子ども未来センターや各市民サービスセンターの子育て交流ひろば等において、子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行う。					
4 ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来センター	12 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 地域における住民相互の支え合いの仕組みを構築することにより、地域の子育ての充実・強化を図る。		（事業概要） 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する人（協力会員）で組織するファミリー・サポート・センターを運営し、地域住民相互の援助活動を促進する。					
5 ファミリー・サポート・センター 利用料助成事業	子ども未来センター	8 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） ファミリー・サポート・センターを利用しやすくし、より安心して子育てができるように支援する。		（事業概要） ファミリー・サポート・センター利用会員の経済的負担を軽減し、利用促進を図るため、の利用料金の 1 / 2 を助成する。					
6 在宅子育てサポート事業	子ども未来センター	12 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 親子のふれあいや保護者のリフレッシュ、親子どうしの交流等の機会を創出することにより、在宅子育て家庭が抱えている不安感、孤立感の解消を図る。		（事業概要） 就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、平成 30（2018）年 4 月 2 日以降に生まれた第 3 子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた 3 人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。					
7 地域の子育て支援活動の支援	子ども未来センター	12 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 地域で自主的に子育て支援に取り組む団体等の活動を支援することにより、地域の子育て力の強化を図る。		（事業概要） 地区民生児童委員協議会等が主催する子育て支援イベントに参画し、協働開催する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
8 子育て支援ネットワーク事業	子ども未来センター	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 子育て家庭が孤立することなく心豊かに子育てができるよう地域全体で子育て支援に取り組む体制を強化し、地域主導による継続的な子育て支援活動の推進を図る。		(事業概要) 市内7地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者を委員とする子育て支援ネットワーク連絡会の活動を支援するとともに、各連絡会を対象とする研修会および代表者会議を開催する。					
9 父親の育児参加の啓発	子ども未来センター	10 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図る。		(事業概要) 父親の積極的な育児参加を促進するため、父親向けの参加型イベントの開催や情報発信を行う。					
10 子育てボランティアの活動促進	子ども未来センター	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 自ら進んで地域の子育て支援に取り組む機運を醸成する。		(事業概要) 地域子育て支援拠点施設等で活動する子育てボランティアを育成し、その活動促進を図る。					
11 子育て短期支援事業	子ども総務課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 仕事と子育ての両立、子育てしやすい環境の整備を進める。		(事業概要) 保護者の疾病等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行う。					
12 保育所在宅子育て支援事業	子ども育成課	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 地域における子育て支援の活動が活発になる中で、多様な支援の担い手の一つとして、保育所による積極的な支援サービスを実施する。		(事業概要) 地域の子育て力の向上に貢献するため、保育所から在宅子育て家庭へ育児に関する情報等を発信するとともに、子育て相談や話し相手に応じるなど、地域の子育て家庭に対する支援を行う。					
13 子育て支援情報の提供	子ども未来センター 子ども総務課	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 子育て支援に関する情報を適切に提供し、子育て家庭に活用してもらうことによって、子どもの健やかな育ちの促進を図る。		(事業概要) 子育て支援に関する情報発信として、子育て情報誌の発行や市ホームページ内サイト「子育て情報」の運用などにより、各種サービスや関連イベント等に関する情報を提供する。					

2 放課後児童対策の充実【施策2-2】

現状と課題

- ◆共働き家庭の増加や核家族化の進展などに伴い、就学児童の「遊びの場」「生活の場」として放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用ニーズが年々高まっていることから、放課後等に就学児童が安全な場所で安心して過ごすことができるよう取り組みの充実が求められています。
- ◆平成31(2019)年3月に策定された「秋田市小・中学校適正配置基本方針」に基づき、協議を進めている学校適正配置の検討状況を勘案の上、放課後児童クラブの未設置学区等の解消をはじめ受け皿の拡大を図るほか、放課後子ども教室を実施する施設の改修等を計画的に実施していく必要があります。

施策の方向性

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携などにより、健全な生活の場・遊びのほか、多様な体験・活動の機会を提供し、総合的な放課後児童対策の充実に努めるとともに、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の施設整備の充実および受け皿の拡大を図り、放課後の子どもに安全・安心な居場所を提供するよう取り組みます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	放課後児童クラブ待機児童数 (5月1日現在)	11人	0人
2	事業アンケートによる満足度 (①放課後児童クラブ ②児童館等)	①95.1% ②88.1%	①②100%
3	放課後児童クラブにおける定員数 (5月1日現在)	1,916人	2,547人
4	障がい児等の特別な配慮を要する児童の受入れクラブ数の割合	42.6%	60.0%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 放課後児童健全育成事業	子ども育成課	7, 11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
(事業目標) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。		(事業概要) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、専用の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全育成を図る。					
2 放課後子ども教室推進事業	子ども育成課	7, 11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
(事業目標) 放課後の子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。		(事業概要) 児童館等において、放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供する。					

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
3 児童厚生施設整備事業		子ども育成課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 全小学校区に整備された児童館等の改修・修繕等を適宜行い、児童の健全育成を図る。			(事業概要) 子どもを健やかに育成できる安全・安心な居場所づくりのため、児童館等の適切な維持管理を進める。					
4 放課後児童クラブ施設整備費補助事業		子ども育成課	7, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 放課後児童クラブの新規開設等を促進する。			(事業概要) 放課後児童クラブの新規開設等に対する施設整備等を補助し、未設置学区の解消をはじめ受皿の拡大を図る。					

第3章 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

基本目標3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健対策の充実、食育の推進、小児医療への支援に努め、妊娠・出産期からの継続した支援体制の強化を図ります。

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実【施策3-1】

現状と課題

- ◆本市では、平成28（2016）年10月に子育て世代包括支援センターとして秋田市版ネウボラを子ども健康課内に開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築に努めてきました。引き続き、支援を必要とする妊産婦等の早期把握および支援につながるよう、秋田市版ネウボラの周知を図る必要があります。
- ◆妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を図るため、健康診査や予防接種の必要性の周知や、健康診査後の支援の充実に努める必要があります。
- ◆ニーズ調査では、各種教室や相談事業の認知度が前回調査より低下しています。妊産婦や乳幼児をもつ保護者の子育てに関する悩みや不安、孤立感の解消等図るため、各種教室、相談事業の充実および周知に努める必要があります。

施策の方向性

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における相談支援の充実や、各種事業の周知を図り、関係機関と連携しながら切れ目のない支援に努めます。

目標指標

指標		現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
1	ネウボラでの妊婦初回面接率	62.3%	75.5%
2	乳児家庭全戸訪問実施率	94.0%	100%
3	乳幼児健康診査受診率	97.6%	100%
4	予防接種接種率 麻しん風しん第2期	97.7%	100%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 利用者支援事業（母子保健型） 妊娠期からの相談支援事業 （秋田市版ネウボラ）（再掲）	子ども健康課	8, 12 条	R2	R3	R4	R5	R6
（事業目標） 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供することにより、切れ目のない支援を実施する。		（事業概要） 妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面接を行い、個々人の状況を把握し、支援プランを作成する。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
2 妊産婦交流 (産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感の解消を図る。		(事業概要) 妊娠・出産および産後に関する相談に対し、必要な指導や助言を行うとともに、参加者同士の交流を図ることにより、不安を持つ妊産婦を支援する。					
3 妊産婦健康診査	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 妊婦の健康の保持および増進を図る。		(事業概要) 妊婦を対象に妊婦一般健康診査および産婦を対象に産後 1 か月健康診査を行う。					
4 両親学級(産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 子どもを生み育てる心を育み、子育てを男女が共同して行うことができるよう妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図る。		(事業概要) 妊婦およびその配偶者を対象に、赤ちゃんのお風呂の入れ方や抱き方の体験学習、助産師による講話等を行う。					
5 妊産婦相談 (産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 妊産婦の育児不安の軽減を図る。		(事業概要) 妊産婦の体や心の変化に関する知識の提供、個別相談および参加者同士の交流を行う。					
6 乳幼児健康診査	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 心身ともに健全な発育を助長し、健康の増進を図る。		(事業概要) 乳児(4 か月児、7 か月児、10 か月児)、幼児(1 歳 6 か月児、2 歳児〔歯科〕3 歳児)を対象に健康診査(歯科健康診査)を行う。					
7 経過観察クリニック	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 精神行動発達で支援が必要な幼児に、適切な対応を行い、健やかな成長発達を促す。		(事業概要) 1 歳 6 か月児健康診査等で精神行動発達での経過観察が必要になった幼児を対象に、専門職による観察や発達状況の評価および適切な養育支援を行う。					
8 健康教育・健康相談	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 乳幼児の健康に関する知識について、普及啓発するとともに、適切な指導や助言を行う。		(事業概要) 地域の要望に応じて健康教育・健康相談を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
9 母子の訪問指導	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 母体の保護、乳幼児期の健全育成および養育支援を行う。		(事業概要) 支援が必要な妊産婦、新生児、未熟児および乳幼児等に対して、訪問指導を行う。					
10 むし歯予防教室	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 実技指導や講話を通し、保護者が適切なむし歯予防方法を習得し、実践できるよう支援する。		(事業概要) 幼児とその保護者を対象に歯磨きの実技指導、食生活についての講話、個別相談などを行う。					
11 育児相談	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 適切な指導や助言により、乳幼児の健全な発育・発達の促進および育児不安の軽減を図る。		(事業概要) 乳幼児およびその保護者を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が育児相談を行う。					
12 秋田市親子よい歯のコンクール	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 幼児歯科保健の普及啓発を図り、乳幼児のむし歯罹患率の低下に努める。		(事業概要) 3歳児健康診査での歯科健康診査において、むし歯に罹患していない幼児およびその保護者を表彰する。					
13 乳児家庭全戸訪問事業	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 産後間もない時期に訪問し、育児不安の軽減と適切な支援を行う。		(事業概要) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。					
14 幼児フッ化物塗布事業	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 幼児のむし歯罹患率の減少およびむし歯予防に対する保護者の意識付けと正しい知識普及を図る。		(事業概要) 2歳から5歳までの幼児を対象に、歯科医療機関において年に1回フッ化物塗布を行う。					
15 幼児発達支援事業	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 3歳児健診以降に表面化する、子どもの行動発達面の問題を早期に発見し、就学に向けた継続的支援を行う。		(事業概要) 幼稚園や保育所等を通して、4歳児の保護者へ幼児発達記録票「キッズ・ステップノート」を配布し、行動発達面の気づきを促す。支援の必要な幼児等に対し発達相談、巡回相談により、支援を行う。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
16 不妊治療費助成事業	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 費用を助成し、経済的負担の軽減を図る。		(事業概要) 不妊治療に要した費用を助成する。					
17 予防接種事業	健康管理課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 伝染病のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防する。		(事業概要) 予防接種法に基づき、対象となる乳幼児に定期の予防接種を実施する。					

2 食育の推進【施策3-2】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「食事や栄養に関すること」と回答した割合が 40.1%（就学前児童の保護者）と高くなっています。
- ◆妊産婦や子育て世代が抱えている食に関する不安や心配事の解消のため、各種事業や取組の充実を図る必要があります。
- ◆本市では「第2次秋田市食育推進計画」に基づき食育の推進に取り組んでいますが、引き続き、家庭や学校、地域などあらゆる分野が連携し、効果的な実施に努めていく必要があります。

施策の方向性

妊娠期をはじめ、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食育に関する体験活動などの取り組みを進めます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	1日1回はみんなで食事をする割合	96.8%	99.0%
2	離乳食教室や幼児食教室参加者の「不安や心配事が解消された人」の割合	86.4%	100%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 離乳食教室	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 望ましい食習慣の大切さについての理解を促し、保護者の離乳食に対する不安や心配ごとの軽減を図る。		(事業概要) 乳児の保護者を対象とし、月齢に適した離乳食の進め方、調理の仕方、望ましい食生活について指導を行う。						
2 幼児食教室	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 望ましい食習慣を身に付けることができるよう支援し、保護者の幼児食への不安や心配ごとの軽減を図る。		(事業概要) 幼児とその保護者を対象とし、幼児食の進め方、調理の仕方、食育の大切さ、望ましい食習慣について指導を行う。						
3 食生活学級 (産前・産後サポート事業)	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 母体ならびに生まれてくる子どもの望ましい食習慣の大切さについての理解を促し、食事に対する不安や心配ごとの解消に努める。		(事業概要) 妊婦やその家族を対象とし、母体の変化に合わせた食事の進め方等について指導を行う。						

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
4 保育所の給食を通した食育支援	子ども育成課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保育所給食を通して子どもの健全な食生活を実現し、健全な心身の成長を図る。		(事業概要) 保育所の給食を通して、子どもが様々な食に関わる体験を積み重ねることにより、食べ物に興味を持ち、食べることの楽しさを実感できる子どもを育成する。また、アレルギー児などへ個別に対応した給食の提供に努める。						
5 保育所調理師クッキング教室の実施	子ども育成課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保育所給食の紹介を通して幼児期の望ましい食生活の定着を図る。		(事業概要) 在宅の親子を対象として、保育所調理師を講師とする幼児期の食事に関するクッキング教室を開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流する機会を提供する。						
6 学校等における食育の推進	学校教育課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 児童生徒一人ひとりが、食事の大切さを理解し、望ましい食生活を営む力を身につけるよう、家庭との連携を図りながら食育の充実に努める。		(事業概要) 学校訪問指導を通して助言等を行うとともに、教職員研修を通して食育に関する教職員の資質向上を図る。						

3 小児医療への支援【施策3-3】

現状と課題

- ◆ニーズ調査では、「市立秋田総合病院の小児救急に関する認知度」は 90.4%（就学前児童の保護者）と高い割合になっていますが、前回調査よりは低下していることから、引き続き浸透を図っていく必要があります。
- ◆未熟児や小児慢性特定疾病に罹患し治療が必要な児童等に対しては、相談支援を行うなど不安の軽減に努めるとともに、医療費の助成等必要な支援を継続的に実施していく必要があります。

施策の方向性

市立病院における小児科初期診療部門の周知を図るとともに、未熟児や小児慢性特定疾病など医療が必要な子どもの治療に係る経済的負担の軽減、相談・支援に努め、安心して子どもを生み、すこやかに育てることができる環境づくりを進めます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	未熟児養育医療受給者に対する訪問実施率	96.6%	100%
2	小児慢性特定疾病自立支援事業参加者の満足度	100%	100%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間					
1 市立秋田総合病院における小児科 初期診療部門の周知	子ども総務課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6		
			●	●	●	●	●		
(事業目標) 市立病院の小児科初期診療部門について周知を図り、安心して子どもを生み育てる環境を整備する。		(事業概要) 夜間や休日に小児の救急患者に対応している市立病院の小児科初期診療部門について、市立病院と連携し、市ホームページ等で周知に努める。							
2 子ども福祉医療費の助成	子ども総務課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6		
			●	●	●	●	●		
(事業目標) 子どもの医療費の自己負担分を助成することで、子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもを生み育てやすい環境の充実を図る。		(事業概要) 対象となる中学生までの子どもに対し医療費の自己負担分を助成する。							
3 未熟児養育医療給付事業	子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6		
			●	●	●	●	●		
(事業目標) 医療費を助成し、負担の軽減を図る。		(事業概要) 入院医療を必要とする未熟児に対し医療の給付を行う。							

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
4 小児慢性特定疾病支援事業		子ども健康課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 医療費を助成し、負担の軽減を図る。			(事業概要) 小児慢性特定疾患に罹患している 18 歳未満の児童(継続の場合 20 歳到達まで)に対し医療費の給付および自立支援を行うとともに、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。					

第4章 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

基本目標4 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

子どもの心身の健やかな成長に向けた環境の整備を図るとともに、若者の就職や自立、結婚等を支援し、次代の親の育成支援に取り組みます。

1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備【施策4-1】

現状と課題

- ◆次代の担い手である子どもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図ることが必要です。
- ◆子どもを取り巻く社会環境が著しく変化している中、思春期を中心に不安や悩みを抱える子どもに対しては、保護者や関係機関と連携しながら、子どもの心に寄り添った対応が求められており、引き続き、相談体制等の充実に努めていく必要があります。
- ◆子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、互いに学び合う学習機会の充実を図るとともに、さらなる授業改善や、教育環境の整備に努めていく必要があります。

施策の方向性

次代の担い手である子どもたちが自立した人間として他者と共によりよく生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して豊かな人間性をはぐくむ取組の充実を図るとともに教育環境等の整備に努めます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	「自分は、将来の夢や目標をもっている」 と思う児童の割合 (①小学生 ②中学生)	①89.7% ②79.7%	①93.0% ②85.0%
2	「人の役に立つ人間になりたい」 と思う児童の割合 (①小学生 ②中学生)	①97.2% ②97.2%	①②98.0%
3	「自分には、よいところがある」 と思う児童の割合 (①小学生 ②中学生)	①89.7% ②85.6%	①②90.0%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 「はばたけ秋田っ子」教育推進事業	学校教育課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 他校との交流活動を通して感動体験を共有することにより、児童生徒の豊かな人間性を育む。		(事業概要) 市内中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催するほか、複数の学校が合同体験活動を実施する「学校群合同体験活動」を実施し、感動体験の充実を図る。					
2 外国語指導助手（ＡＬＴ）を活用した英語体験活動の提供	学校教育課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 小・中・高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院に外国語指導助手（ＡＬＴ）を派遣し、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。		(事業概要) 外国語指導助手（ＡＬＴ）と日本人英語教師とのティームティーチングにより、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。					
3 社会教育施設を活用した体験活動機会の提供	生涯学習室	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 子どもの自主性や行動力を向上させ、思いやる心を育成するとともに、知的好奇心を高める。		(事業概要) 自然科学学習館、太平山自然学習センター等の社会教育施設を活用し、様々な体験活動の充実を図る。					
4 動物とのふれあいや飼育体験等の機会の提供	大森山動物園	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 動物に関する知識を深め、生き物および自然を愛する気持ちを育む。		(事業概要) 動物飼育やふれあいなどの体験活動を通じて、職業意識の向上に結びつけたり、いのちの大切さや思いやりによる心豊かな人間性を育むなどの機会を提供する。					
5 保育士体験事業の受入れ	子ども育成課	5, 6, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 多くの児童・生徒を受け入れることにより、子育てに対する直接的な関わりと多様な体験活動の場を提供する。		(事業概要) 学校の総合学習の時間等を活用しながら、近隣の小中学校、高校の保育士体験を認可保育所・認定こども園で受け入れる。また、長期休みを利用して土曜日や夕方など保育体験を希望する人の受入れも検討する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
6 子どもの読書活動の推進	中央図書館 明德館	5, 6, 11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 考え方、学び方、表現の仕方、生き方を身につける大切な経験としての読書活動を推進し、次代を担う子どもの健やかな成長に資するよう市民全体に子どもの読書活動の意義を啓発していく。		（事業概要） 各図書館において、おはなし会や子ども向け講座、資料展示、読書の記録帳事業等を行う。また、保育所へ出張おはなし会や出張講座等の読書指導、移動図書館による学校巡回を行う。 市民全体の読書活動を推進する中で、子どもの読書活動の意義を広く啓発する。					
7 学校司書配置事業	学校教育課	5, 6, 11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 学校司書を派遣し、学校図書館の環境整備や読書活動の一層充実を図り、魅力ある学校図書館作りを推進する。		（事業概要） 学校司書を市立全小・中学校に派遣し、学校図書館の整備や児童生徒の調べ学習への協力など学校との連携を図る。また、小中学校図書委員等を対象に図書館司書の仕事や選書などの体験活動を実施する。					
8 スクールカウンセラー配置事業	学校教育課	11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 不安や悩みをもつ児童生徒および保護者に対する相談活動の充実、教職員との連携の強化により、不登校やいじめなどへの対応の充実を図る。		（事業概要） 中学校にスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みをもつ児童生徒や保護者の相談に応じるとともに、教職員と連携した対応を行う。					
9 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業	学校教育課	11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。		（事業概要） 適応指導教室「すくうる・みらい」を中心に、不登校児童生徒への学習支援およびその保護者への相談活動を行う。					
10 精神保健福祉相談・教育事業	健康管理課	8 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 心の病気について知識の普及啓発を図るとともに心の健康問題に関する相談を実施し、早期発見・早期治療に結びつけることができるよう支援する。		（事業概要） 心の健康相談の開催と思春期等の心の病気について健康講座を実施する。					
11 小・中学校フッ化物洗口事業	学事課	8 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 児童生徒のむし歯予防対策の推進と児童自らの健康に関する意識の向上を図る。		（事業概要） 市立小学校 41 校、市立中学校 23 校の児童生徒について、保護者の希望を確認し、週 1 回、学校でフッ化物洗口を継続的に実施する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
12 小・中学校情報教育環境の整備	学事課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 児童生徒の情報化対応能力の向上を図る。		(事業概要) 児童生徒の情報化対応能力を向上させるため、文科省の整備方針に準じて、コンピュータ室および普通教室へパソコンを整備する。					
13 学校訪問指導、教職員研修会の充実	学校教育課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 児童生徒一人ひとりに、確かな学力を身につけさせるよう、学校における学習指導の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上にかかる研修会の充実を図る。		(事業概要) 小・中学校における学習指導等の充実を図るため、学校訪問指導を通し助言等を行うとともに、教職員の指導力の向上にかかる教職員研修会の充実を図る。					
14 コミュニティ・スクール推進事業	学校教育課	10, 11, 12 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 学校運営協議会の設置により、学校、家庭、地域の三者の連携をさらに深め、互いに協力し合う体制づくりを支援する。		(事業概要) 学校運営協議会委員から、特色ある教育活動や地域・保護者との連携のあり方など、学校運営についての意見や助言等を得ることにより、地域とともに学校づくりを推進する。					
15 通学区域の弾力化	学事課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 教育的な配慮に基づく指定学校以外の学校への就学に向けた処理を適正に行う。		(事業概要) 児童生徒の様々な実情に応じ、保護者の意向に配慮した学校選択機会を拡大するため、通学区域の弾力的な運用を行う。					

2 家庭や地域の教育力の向上【施策4-2】

現状と課題

- ◆社会状況やライフスタイルの変化などにより、家族や地域の絆が希薄になり、これまで家族や地域が担っていた役割が低下しています。地域や学校と家庭が連携したさまざまな取組の中で、人と人の絆づくりを推進する学習機会の充実や、地域における多様な体験活動やスポーツ活動などを通して、子どもの自主性や心豊かな人間性、たくましく生きる力を社会全体で育んでいくことが必要となっています。

施策の方向性

学校・家庭・地域の連携や協力のもと、人と人の絆づくりを推進する学習機会の充実や、地域社会全体の教育力の向上に取り組めます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	「学校と家庭が協力し合う機会の充実」について、「十分成果を上げている」と回答した学校の割合 (①小学校 ②中学校)	①22.0% ②13.0%	①②30.0%
2	「学校と地域がつながりを深める機会の充実」について、「十分成果を上げている」と回答した学校の割合 (①小学校 ②中学校)	①36.6% ②30.4%	①②40.0%

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間					
1 子ども家庭相談	子ども未来センター	10条	R2	R3	R4	R5	R6	
(事業目標) 子どもの健やかな成長のため、適切な助言や情報提供により、子育て力の向上を図る。		(事業概要) 子ども家庭総合支援拠点を運営し、子どもとその家庭等の相談に応じ、必要な支援を行う。						
2 家庭教育相談事業	生涯学習室	10条	R2	R3	R4	R5	R6	
(事業目標) 保護者等が、安心して子育てについて相談ができ、自立できる体制づくりに努める。		(事業概要) 電話・面接相談や保育所・幼稚園、母子福祉施設への訪問相談を行う。また、市民サービスセンター等で実施している家庭教育講座等への指導や助言を行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 乳幼児学級等	生涯学習室	10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 学習機会の充実に努め、家庭の教育力の向上を図る。		（事業概要） 市民サービスセンター等において、地域の子育て経験者や学習ボランティアと連携し、乳幼児を持つ親と子に交流の機会を提供しながら、子どもを取り巻く諸問題や家庭でのしつけの大切さなど、子育てに関する様々な学習機会を提供することにより、家庭の教育力の向上を図る。					
4 家庭教育学級	生涯学習室	10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 子育てに関する学習機会を提供する。		（事業概要） 市民サービスセンター等において、子育てに関する学習機会を提供する家庭教育学級を開催する。また、仕事を持っている女性や、父親の家庭教育への参加の重要性が高まっていることから、参加しやすい曜日や時間設定で開催する。					
5 ブックスタート推進事業	子ども育成課	8, 10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 絵本の読み聞かせを通じて、乳児へ語りかける自然な親子関係のスタートを支援することで、子どもへの愛情を深めながら親子の絆づくりのきっかけをつくるとともに、子育てに対する意識の醸成を図る。		（事業概要） 4 カ月以上 1 歳未満の乳児とその保護者を対象に、市立図書館等においてブックスタートパックを配布するとともに、司書等が行う絵本読み聞かせを通じ、読み聞かせの円滑な普及とブックスタートの役割を広く周知する。					
6 かぞくぶっくぱっく事業	中央図書館 明德館	5, 6, 10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 読書に親しむ機会を提供し、家族の絆を深めるとともに生涯にわたる読書意欲の向上、読書習慣の定着を図る。		（事業概要） 普段あまり手に取ることのないジャンルや作者との新しい出会いが期待できるよう、さまざまな内容かつ世代別の本を詰め合わせた福袋的なパックを用意し貸し出す。					
7 放課後子ども教室推進事業（再掲）	子ども育成課	7 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 児童館運営委員会や児童育成クラブ等地域の方々の参画を得て、子どもたちの社会性、自主性、創造性等豊かな人間性を育む。		（事業概要） 児童館等において、児童館運営委員会や地域のボランティア組織である児童育成クラブ等地域の様々な資質を有する多くの方々の協力を得ながら、放課後の子どもたちに健全な遊びの場、様々な体験・交流・学習の機会、安全、安心な子どもの居場所を提供する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
8 子ども会活動の表彰	子ども育成課	6 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 子ども会活動への意識を高め、自発的活動を推進する。		(事業概要) 特に優れた活動をしている子ども会や子ども会世話人を表彰し、広く活動の奨励を図る。					
9 世代間交流事業	生涯学習室	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 高齢者との交流を通して、子どもの豊かな人間性と生きる力を育む。		(事業概要) 市民サービスセンター等において、子どもが高齢者との交流を通じ、心のふれあいや相互交流を深め、豊かな人間性を育むとともに、地域の伝統文化や歴史を学ぶ機会を提供する。					
10 老人福祉月間における小学生の取組	長寿福祉課	5, 6 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 心豊かな社会、福祉のまちづくりを進めるため、高齢者について考える機会を提供する。		(事業概要) 小学生が、老人保健福祉月間にちなんだ敬老標語づくりを行うことで、子どもたちが長寿社会と自らが果たすべき役割について考えるための機会を設ける。					
11 幼児スポーツ教室	スポーツ振興課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 多くの幼稚園、保育所等に参加を働きかけ、より多くの子どもたちに体を動かす楽しさを体験させる。		(事業概要) 就学前の幼稚園児等を対象としたスポーツ教室を開催し、運動遊びを通して体を動かす楽しさを体験させる。					
12 親子なかよし体操教室	スポーツ振興課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 未就学児と親へ参加を呼びかけ、親子で体を動かし、子どもの健康と体力の向上を図る。		(事業概要) 未就学児と親を対象に親子で楽しむ運動遊び教室を開催し、活動的な行動習慣を身につけさせる。					
13 スポーツ少年団の育成・支援	スポーツ振興課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) スポーツ少年団の活動が子どもや保護者にとってより魅力的なものとなるよう働きかけ、多くの子どもがスポーツに親しめるよう支援する。		(事業概要) 種目別交流大会の開催や指導者の保険料の助成、ジュニア指導者養成セミナー等の開催により、スポーツ少年団活動を活性化する。					

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
14 学校体育施設の開放事業		スポーツ振興課	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
（事業目標） 効率的な利用を促進し、多くの市民が身近な学校体育施設を活用し、健康・体力づくりに取り組めるよう努める。			（事業概要） 地域の学校体育施設を利用して市民の健康・体力の保持増進を図るため、市立小学校の体育館およびグラウンドを無料開放する。					
15 民生委員・児童委員活動推進事業		福祉総務課地域福祉推進室	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
（事業目標） 地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を支援することにより、地域福祉の水準の維持・向上を図る。			（事業概要） 民生委員・児童委員の指揮監督、推薦および研修を行うとともに、民生委員・児童委員、民生委員推薦会、民生児童委員協議会に関する費用を負担する。					

3 青少年健全育成活動の推進【施策4-3】

現状と課題

- ◆本市では、青少年の健全育成に向け、街頭巡回指導に基づく見守り活動や環境浄化活動に取り組んでいます。一方、青少年を取り巻くインターネットの利用環境が一層多様化する中で、スマートフォン等の長時間利用による生活リズムの乱れや、ネット上のいじめ問題をはじめとするネットトラブルが複雑化・深刻化していることから、学校、PTA等の地域住民や関係機関・団体との連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要となっています。

施策の方向性

子どもたちが有害情報等に巻き込まれることのないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育等の推進など一体となって対策を進めます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	街頭巡回声かけ・話しかけ人数(年間)	13,650人	14,784人

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 情報モラル指導の充実	学校教育課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 各校に、発達段階に応じた情報モラル指導の資料を提供する。		(事業概要) 各校が計画的に情報モラルの指導を行うために、指導実践例や発達段階に応じた授業資料を提供する。						
2 若年者等に対する消費者教育推進事業	市民相談センター	9 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 成年年齢引下げに伴う消費者トラブルの未然防止に向けた消費者教育の強化を図る。		(事業概要) 若年者や保護者等に対し、商品・サービスの基礎知識や契約知識、最新の消費生活に関する情報等を提供する消費生活出前講座などの啓発活動を行う。						
3 環境浄化活動	少年指導センター	9 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 青少年に有害な図書、ビデオ等の販売調査など、少年指導委員および地域の関係機関との連携を行い環境浄化活動を推進する。		(事業概要) 青少年に有害な図書、ビデオ等の販売調査や情報収集を行い、関係機関・団体との連携を図りながら、環境浄化活動を行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 街頭巡回指導	少年指導センター	9, 11 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 青少年の規範の確立と健全育成のため、市民による地域ぐるみのサポート体制を確立する。		（事業概要） 少年非行の未然防止を図るため、少年指導委員が秋田駅周辺を定期的に巡回するほか、中学校総合体育大会や土崎港曳山まつり、竿燈まつりをはじめとする各種イベント時に特別巡回を行う。さらに市内を9地区に分けて各地域の実情に応じた地区巡回を行う。					
5 少年相談活動	少年指導センター	8 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 青少年が抱える問題や悩みの早期発見、早期解決を図る。		（事業概要） 相談専用電話「わかくさ相談電話」を設置し、青少年に関わるいろいろな悩みや心配事に専任の相談員が応じるほか、面談も行う。					
6 青少年健全育成広報活動	少年指導センター	9 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 青少年健全育成に対する家庭や地域の取組を支援する。		（事業概要） 青少年健全育成に関する情報を提供するほか、少年指導センターの活動を紹介する。					
7 地区少年指導委員会活動	少年指導センター	8 条	R2 ●	R3 ●	R4 ●	R5 ●	R6 ●
（事業目標） 少年指導委員の自主活動を推進し、地域の実情に即した活動を展開する。		（事業概要） 市内を9地区に分けて少年指導委員会を組織し、少年指導委員の資質向上を図るための研修会を開催するほか、各地区の関係機関・団体との連携・協力体制を構築し、見守り体制の強化・充実を図る。					

4 次代を担う若者の育成支援【施策4-4】

現状と課題

- ◆少子化が進む中で、就職を希望する高校生・大学生等の県内就職率を高めるとともに、非正規雇用で働く若者の正規雇用転換を促進することにより、県外流出の抑制とふるさと回帰を図ることが課題となっています。
- ◆修学及び就業のいずれもしておらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者がおり、若者の「社会的・職業的自立」に向けた課題があります。
- ◆未婚率の上昇傾向が続いています（6～7ページ参照）。「少子化・子育て施策等に関する調査結果」平成30（2018）年11月；秋田県）では、その要因は、「結婚したいと思う異性とめぐり会わない」、「結婚相手や家族を扶養するだけの収入がない」、「結婚資金が足りない」となっています。

施策の方向性

若者が将来、自立し、活躍するため、就職や自立、結婚等を支援し、次代の親の育成支援に取り組みます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	高校生(ハローワーク秋田管内)の県内就職決定率	72.4%	74.4%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 若年者就業支援事業	企業立地雇用課	—	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 高校生の就業意識の醸成や地元就職・雇用情勢の理解を促進し、新規高卒者の離職率の抑制を図る		(事業概要) 就職を希望する高校生を対象に、職業観の醸成や早期離職の抑制を目的とした就職支援講座を実施する。						
2 アンダー40正社員化促進事業	企業立地雇用課	—	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 非正規雇用者の正社員転換を促進することにより、若年者等の安定した雇用の拡大による地元定着を目指す。		(事業概要) 40歳未満の非正規雇用者を正社員化した事業主に対して補助する。						
3 若者自立支援事業	子ども総務課	11条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 就労や社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による自立支援を促進する。		(事業概要) 社会参加に困難を有する若者に対して、職業体験による就労支援を行うほか、体験後のフォローアップや各種資格の取得などにより、就労の決定・定着を図る。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
4 ふたりの出会い応援事業 (シングلزカフェ秋田)	子ども総務課	—	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 人口減少対策の一環として、独身男女が気軽に交流できる場を提供し、交際、結婚組数の増を図る。		(事業概要) 20～39歳の独身男女を対象に、気軽に参加できる出会いの場を提供するほか、セミナーの開催や、あきた結婚支援センターの登録料の補助を行う。					
5 あきた結婚支援センターとの連携 による結婚支援	子ども総務課	—	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 若者の結婚に対する希望が実現されるよう支援する。		(事業概要) あきた結婚支援センターの運営経費の一部を負担するほか、センターと連携し事業を周知する。					

第5章 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標5 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や地域の理解等を促進するための広報・啓発や、社会全体で子育て家庭を応援するしくみづくりに取り組めます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進【施策5-1】

現状と課題

- ◆共働き家庭が増加傾向にある中で、子育て支援においては、「ワーク・ライフ・バランス」は、ますます不可欠な要素となっております。ニーズ調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、「名前は聞いたことはあるが、内容までは知らない」が28.8%、「名前も内容も知らない」が33.6%と認知度が低い結果となっており、企業等への働きかけと同時に、市民へ向けてのさらなる啓発を行う必要があります。
- ◆ニーズ調査では、「出産時の育児休業」について、母親では、「取得した(取得中)(49.0%)」と5年前の調査時(36.6%)から上昇していますが、希望する期間の取得ができていないなど課題もあることから、希望する育児休業の取得ができる環境づくりに向けて、さらに取り組む必要があります。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの普及と育児休業取得のさらなる促進に向け、企業等への働きかけを推進するとともに、社会全体で子育てを応援するための環境整備を促し、仕事と子育てを両立しながら、誰もが充実した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	元気な子どものまちづくり認定企業数	累計165社	累計400社
2	なでしこ秋田・働く女性応援事業助成企業数	累計34社	累計80社

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 ワーク・ライフ・バランスに関する 広報・啓発	(事業目標) ワーク・ライフ・バランスに関する理解が深まるよう、啓 発に努める。	子ども総務課	10, 12, 13 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
		(事業概要) ワーク・ライフ・バランス推進イベント等 により、ワーク・ライフ・バランスに関する 普及啓発を図る。						
2 元気な子どものまちづくり企業 認定・表彰制度	(事業目標) 企業の子育て支援への意欲を高め、社会全体で子育てにや さしいまちづくりをすすめる。	子ども総務課	13 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
		(事業概要) 仕事と子育ての両立支援や子育てにやさし い活動に取り組む企業を認定・表彰する。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 秋田市版イクボス宣言プロジェクト	子ども総務課	13 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 安心して子どもを生み育てられる職場環境の整備につなげる。		(事業概要) 仕事と子育ての両立など、ワーク・ライフ・バランスをとりながら働くことに理解がある上司＝イクボスの普及を図る。					
4 積極的に取り組む企業の社会的評価	契約課	13 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業を積極的に評価する。		(事業概要) 入札参加者資格審査における優遇措置など、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を実施する企業の社会的評価を促進する。					
5 育児休業制度等の周知および啓発	企業立地雇用課	13 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 育児休業制度等働きやすい職場環境の整備が促進されるよう、周知・啓発に努める。		(事業概要) 秋田労働局や県と連携しながら、各事業主および勤労者に制度の周知・啓発を行う。					
6 なでしこ秋田・働く女性応援事業	企業立地雇用課	13 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 女性が働きやすい職場環境整備を促進する。		(事業概要) 秋田市元気な子どものまちづくり認定企業を対象に、女性従業員用のトイレや休憩室、子育てスペース等の整備費を補助する。					
7 男女共生意識の啓発	生活総務課	4, 10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) あらゆる年代へ男女共生意識の浸透を図る。		(事業概要) 男女共生講座等の開催や広報誌、ネットワークニュース等を通し、市民への情報提供や啓発を行うことにより男女共生意識の浸透を図り、「男女共生社会への市民行動計画」を推進する。また、女性のキャリアアップや仲間作りを支援するため、シンポジウムや研修会等を開催すると同時に女性人材リストを作成し、全庁的に活用することで、女性の登用を促進する。					
8 父親の育児参加の啓発（再掲）	子ども未来センター	10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 家族が協力して子育てを行えるよう、父親の育児参加の促進を図る。		(事業概要) 父親の積極的な育児参加を促進するため、父親向けの参加型イベントの開催や情報発信を行う。					

第6章 安全・安心な生活環境の整備

基本目標6 安全・安心な生活環境の整備

子どもを犯罪や事故から守るとともに、子育て家庭を支援する生活環境の整備に努めます。

1 子どもの安全確保【施策6-1】

現状と課題

- ◆地域住民やPTA、教職員等からなる見守り隊員が減少傾向にある中、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、地域住民・学校・家庭・関係機関等の連携を強化しながら、安全確保対策に努めていくことが必要となっています。
- ◆子どもだけでなく、大人が交通ルールを遵守するほか、交通マナー・モラルの向上を図り、交通事故防止に努める必要があります。

施策の方向性

子どもを交通事故や犯罪の被害から守るため、地域・学校・関係機関等との連携を強化するとともに、交通事故や犯罪の防止に向けた対策を進めます。

目標指標

指標		現状値(平成30年)	目標値(令和6年)
1	子どもの交通事故死傷者数 (中学生以下)	37人(うち死亡0)	30人未満(うち死亡0)

※現状値および目標値は、警察発表による暦年集計

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1	交通安全教育事業	交通政策課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 交通安全教育を推進することにより、交通マナー・モラルの向上に努め、ひいては交通事故の減少を図る。			(事業概要) 幼稚園・保育所を対象とした交通安全教室を実施する。					
2	交通安全普及・啓発事業	交通政策課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 子どもを交通事故から守るため交通事故防止および交通安全確保を図る。			(事業概要) 季別毎の交通安全運動期間中のほか交通安全に関する広報・啓発活動を実施する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 まちあかり・ふれあい推進事業	生活総務課	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 地域に根ざした住民自治活動が促進されるよう支援する。 また、街を明るくし、夜間の安全な通行や犯罪の防止を図る。		（事業概要） 地域自治活動への助成および町内会で管理する防犯灯の電気料等に要する経費の一部を助成する。また、街を明るくし、夜間の安全な通行や犯罪の防止を図るため、町内会からの防犯灯設置申請に基づき、市が経費を負担し設置する。					
4 防犯活動の推進	生活総務課	9, 12 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 安全で安心な地域社会を実現するため、防犯活動の普及・啓発に努める。		（事業概要） 地域で自主的に防犯活動を行う防犯協会の活動を支援する。					
5 秋田市立小学校警備事業	学事課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 学校内における不審者等による犯罪の未然防止を図る。		（事業概要） 市立小学校に警備員を各校 1 名配置し、各学校の実情に応じ、不審物、不審者等の対応を行う。					
6 秋田っ子まもるメールの配信	学事課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 不審者等の情報共有により、児童の犯罪被害の未然防止を図る。		（事業概要） 不審者に関する情報などを携帯電話や、パソコンに E メールで配信する。					
7 スクールガード養成講習会の実施	学事課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 通学路における地域ぐるみでの児童生徒の安全を確保する意識の向上を図る。		（事業概要） 市内 3 警察署の管内ごとにスクールガード養成講習会を実施する。					
8 通学時における安全確保と適切な指導	学事課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 通学路における地域ぐるみでの児童の安全の確保を推進する。		（事業概要） 学校、P T A、地域の町内会、老人クラブなどで構成される安全対策委員会のパトロール活動などにより、安心して登下校できる環境づくりを進める。					

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
9 被害を受けた子どもへの対応	学校教育課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 校内教育相談体制を確立するとともに、事故発生時における対応マニュアルに基づいた迅速かつ組織的な対応により、被害を受けた児童生徒の心のケアに努める。		（事業概要） 各校が、養護教諭を含めた校内教育相談体制を確立するとともに、緊急時の対応マニュアルを策定し、これに基づいて適切に対応・支援を行う。また、必要に応じて、臨床心理士等の専門家と連携して支援する。						
10 各種防災訓練の拡充	防災安全対策課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
（事業目標） 防災意識と防災技術の高揚に努める。		（事業概要） 「県民防災の日」および「県民防災意識高揚強調週間」にちなみ教育機関に各種防災訓練の実施を呼びかける。地域で行う各種訓練等に小学生も参加することで防災意識の高揚を図る。						

2 子育てを支援する生活環境の整備【施策6-2】

現状と課題

- ◆妊産婦や乳幼児をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園等におけるバリアフリー化を引き続き推進していく必要があります。
- ◆子育て世帯が子どもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅を確保できる住環境づくりを支援するとともに、世代間で助け合いながら子育てできるよう、三世代同居や近居を希望する人への支援を行うなど、「秋田市住生活基本計画」に基づき、子育て世帯が暮らしやすい住環境整備を促進していく必要があります。
- ◆授乳室やおむつ替えの場など、親子が安心して利用できる設備を整備している「秋田市子育てにやさしい施設」の普及を進めていく必要があります。

施策の方向性

安心・安全な歩行空間の整備やバリアフリー化に加え、妊産婦や子育て世帯等の外出に配慮された施設の普及を進めるとともに、子育て世帯の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備に取り組みます。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	都市公園のバリアフリー化率	66.5%	75.7%
2	子育てにやさしい施設の認定数	累計173施設	累計250施設

取組・事業

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
1 人にやさしい歩道づくり事業	道路建設課	9条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 安全で快適な歩行者空間の整備に努め、移動環境の向上を図る。		(事業概要) 妊産婦、子どもその他の歩行者を含む全ての人の安全かつ円滑な通行を確保するには、通行の支障となる段差や勾配を解消し、誰もが利用しやすい構造とする必要があるため、歩道の新設や既設歩道の改善等を行う。					
2 公園のバリアフリー化	公園課	9条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 都市公園のバリアフリー化を進める。		(事業概要) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、誰でも安全で安心して利用できる公園とするため、公園施設のバリアフリー化を進める。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 公園施設長寿命化整備事業	公園課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 老朽化した遊具の更新および予防修繕を進める。		(事業概要) 公園利用者の安全確保を図るため、老朽化した遊具の更新および予防修繕を実施する。					
4 公共施設等のバリアフリー化促進	都市計画課	9, 11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 誰もが安全かつ安心して生活することができる環境づくりをめざし、公共施設等のバリアフリー化を促進する。		(事業概要) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、公共施設等のバリアフリー化を促進する。					
5 多世帯同居・近居推進事業	住宅整備課	8, 10 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 多世帯家族の同居又は近隣に居住することにより家族の絆を強め、子育て世帯等が安心して暮らせる環境づくりを目的に、世帯に同居又は近居を望む方の住環境整備を図る。		(事業概要) 世帯が同居又は近居するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対し補助する。					
6 市営住宅優先入居制度	住宅整備課	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 多子世帯に対する抽選倍率の優遇や、子育て世帯に対する戸数枠設定による優遇措置などの制度を導入する。		(事業概要) 市営住宅への入居にあたり、子育て世帯が入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。					
7 子育てにやさしい施設の認定	子ども総務課	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
(事業目標) 子育てを社会全体で支える機運を盛り上げ、子育て家庭が安心して楽しく外出する機会の拡大につなげる。		(事業概要) 子育て家庭の利用に配慮された施設を「秋田市子育てにやさしい施設」として認定する。					

第7章 子どもと家庭へのきめ細かな支援

基本目標7 子どもと家庭へのきめ細かな支援

児童虐待防止対策や障がいのある子どもやひとり親家庭等に対するきめ細かな支援に取り組むとともに、子どもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

1 児童虐待防止対策の充実【施策7-1】

現状と課題

- ◆本市における児童虐待相談受付件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向となっており、引き続き、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。
- ◆本市では、平成31（2019）年4月に子ども家庭総合支援拠点を子ども未来センターに整備し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおり、関係機関相互の連携、市民への啓発活動を図りながら、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目のない対策を推進していくことが求められています。

施策の方向性

子ども家庭総合支援拠点を中心に、相談窓口の周知と啓発活動に引き続き取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進します。

目標指標

指標		現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
1	児童虐待により、死亡または重大な後遺症を残す事例の発生件数	0件	0件

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 児童虐待防止推進事業 (子ども家庭総合支援拠点)	子ども未来センター	9条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 子どもとその家庭等に対し、関係機関と連携しながら、子どもの権利擁護に努める。		(事業概要) 子ども家庭総合支援拠点を中心に、子どもとその家庭に関する相談全般に応じ、児童虐待通告に対しては、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、必要な支援を実施する。						
2 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 (要保護児童対策地域協議会)	子ども未来センター	9条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の推進を図る。		(事業概要) 要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との情報共有と問題の共通認識により、適切な役割分担による支援を行う。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
3 児童虐待防止啓発活動	子ども未来センター	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 児童虐待についての理解を深め、早期発見、相談・通告に向けた啓発活動を推進する。		（事業概要） 児童虐待防止啓発や相談窓口の周知のため、街頭キャンペーン、児童向けの講話、関係機関・団体等からの依頼に応じた研修会等を開催する。					
4 養育支援訪問事業	子ども未来センター	9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 関係機関が連携して養育支援が必要な家庭を早期発見し、各家庭の養育状況に応じた具体的な助言・指導等早期に対応し、児童虐待の発生を予防する。		（事業概要） 育児に関して不安や孤立感を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援者がその居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導、助言等を行う。					
5 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	子ども健康課	8, 9 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 産後間もない時期に訪問し、育児不安の軽減と適切な支援を行う。		（事業概要） 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。					

2 ひとり親家庭の自立支援の推進【施策7-2】

現状と課題

- ◆ひとり親家庭は、子どもの養育や健康面、生活面および経済面など様々な問題を抱えています。平成28年国民生活基礎調査によれば、ひとり親世帯の貧困率は50.8%で、約半数が相対的貧困という調査結果が出ております。すべての子どもの健やかな成長を図るため、ひとり親家庭への支援は必要不可欠であり、個々の家庭の状況に応じて、就業支援や経済的支援などの総合的な自立支援が求められています。

施策の方向性

ひとり親家庭の暮らしの安定と児童の福祉向上を図るため、就業支援や経済的支援などを柱とする総合的な自立支援策を推進します。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	児童扶養手当受給者に占める就業者の割合	86.3%	90.0%

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間					
1	ひとり親家庭自立支援事業	子ども総務課	8条	R2	R3	R4	R5	R6	
				●	●	●	●	●	
(事業目標) ひとり親家庭の自立促進を図る。			(事業概要) 就職・転職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、民間で行っている講座を受講した際の受講料を補助する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、ひとり親家庭の親の就労支援として、安定的に増収が見込める資格取得を支援する高等職業訓練促進費給付金事業を実施する。						
2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども総務課	8条	R2	R3	R4	R5	R6	
				●	●	●	●	●	
(事業目標) 母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上を図る。			(事業概要) 母子、父子家庭および寡婦に対し、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。						
3	児童扶養手当支給事業	子ども総務課	8条	R2	R3	R4	R5	R6	
				●	●	●	●	●	
(事業目標) 母子、父子家庭の安定と経済的自立を支援し、児童の福祉の向上を図る。			(事業概要) 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の児童について児童扶養手当の支給を行う。						

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
4 母子生活支援施設への入所保護		子ども総務課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 母子世帯の生活支援等を行い、自立を促進する。			(事業概要) 母子家庭またはそれに準ずる世帯を母子生活支援施設に入所させ、生活支援や養育支援等を行う。					

3 障がい児等に対する支援の充実【施策7-3】

現状と課題

◆本市では、「第1期秋田市障がい児福祉計画」を含む「第5次秋田市障がい者プラン」に基づき、各種支援策を展開していますが、重度心身障がい児や医療的ケア児の受入れ体制については、十分に整っているとは言えない状況であり、また教育・保育施設の障がい児の受入についても、受入施設数は年々増加しているものの、保育士の安定確保のためには、さらなる支援が必要となっています。障がい児等が身近な地域で安心して生活できるよう、引き続き、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援に努めていく必要があります。

施策の方向性

障がい児等が、身近な地域で安心して生活できるよう支援するとともに、関係機関との連携体制を強化しながら、教育・保育施設等での受入れ体制の整備を図ります。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	児童発達支援の利用実人数	147人	180人(※令和2年度)
2	放課後等デイサービスの利用実人数	322人	383人(※令和2年度)
3	障がい児の受入れ施設数 (私立認可保育園および認定こども園)	38施設	50施設

※指標1および2について、令和3年度以降の目標値は、障がい児福祉計画の見直しに合わせた値とする

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 障がい児の通所支援	障がい福祉課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 支援が必要なすべての障がい児が、適切な支援を受けることができる。		(事業概要) 障がいのある児童が、施設等において日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など、必要に応じた支援を受ける。						
2 障がい児の日中一時支援事業 (短期入所型・放課後支援型)	障がい福祉課	7 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保護者の不在により、日中に一時的な介護が必要な障がい児や、保護者の就労により放課後などに活動の場が必要な障がい児に日中を過ごす場を提供する。		(事業概要) 〈短期入所型〉障がい児を介護している家族が一時的に介護できない場合等に、日中における支援や活動の場を確保するため、日中の一時預かりを行う。 〈放課後支援型〉保護者の就労等により放課後および夏休み等の長期休暇中に介護者がいない特別支援学校に通学する小中高校生に、特別支援学校の空き教室を活用して日中活動の場を確保し、保護者の就労を支援する。						

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
3 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供	障がい福祉課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 障がい児の支援が必要な状態に応じ、必要とする支援を受けることができる。		(事業概要) 在宅の障がい児が利用可能な短期入所や居宅介護などの障害福祉サービスを、障がい児の状態に応じて利用する。						
4 障がい児等療育支援事業	障がい福祉課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 療育に関する相談ができずに悩んでいる人を減らす。		(事業概要) 在宅の知的障がい児の療育に関する相談に対応するため、指定相談事業所等に相談窓口を設置する。						
5 すこやか障がい児療育支援事業	障がい福祉課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を無償化することで、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 一定の所得制限の下、児童発達支援等を利用した際の利用料の1／2を助成する。						
6 障がい児通所施設利用料無償化事業	障がい福祉課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を無償化することで、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 障がいのある未就学児を対象として、児童発達支援、医療型児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を無償化することで、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て環境の向上を図る。						
7 公立保育所障がい児保育事業	子ども育成課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 障がいの程度に関わらず、児童一人ひとりの状況等を把握し、保育を実施するほか、保護者に対しても支援を行う。		(事業概要) 公立保育所において障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、必要な保育士を配置する。						
8 私立保育所等障がい児保育事業	子ども育成課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 保育を希望する全ての就学前児童が、障がいの有無にかかわらず、保育を受けることができる環境の整備を図る。		(事業概要) 私立保育所等において障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、必要な保育士を配置するための補助金を交付する。						

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
9 保育士サポート研修	子ども育成課	7 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 障がい児のみならず、「気になる子」およびその保護者に対する個別の支援を実施できるよう保育士の資質向上を図る。		（事業概要） 関係機関との連携のもとに、公立・私立保育所の保育士を対象として、障がい児の保育等個別ケースについて研究、講演会、施設見学、協議などの研修を行う。					
10 放課後児童健全育成事業（再掲）	子ども育成課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 障がい児の受入れ体制を整備、促進する。		（事業概要） 放課後児童クラブのうち、特別支援学級在籍児童等を受け入れているクラブに対し、委託料の運営基本額に障がい児受入れに要する経費の一部を加算し、障がい児の受入れを促進する。					
11 小・中学校就学奨励事業（特別支援教育就学奨励費）	学事課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 障がいのある児童生徒の保護者へ必要な援助を行うことにより、特別支援教育の普及奨励を図る。		（事業概要） 障がいのある児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて援助を行う。					
12 小・中学校特別支援学級新設経費	学事課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 新設される特別支援学級に必要な備品を購入することで、児童生徒の障がいに適応した教育を行う。		（事業概要） 新設される特別支援学級において、児童生徒の障がいに適応した教育を行うために必要な備品を購入する。					
13 特別支援教育推進事業	学事課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
			●	●	●	●	●
（事業目標） 特別な支援を必要とする児童生徒の一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図る。		（事業概要） 障がいのある児童生徒が学校行事や校外学習に参加する際に「学校行事等支援サポーター」を、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に「学級生活支援サポーター」を、国籍を問わず日本語の理解が十分でない児童生徒に「日本語指導支援サポーター」を派遣する。					

事業名	担当課	子ども条例	実施期間				
14 各種サービスの情報提供	障がい福祉課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
(事業目標) 障がい児の保護者や支援者が、「障がい者のためのくらしのしおり」やホームページでの情報提供により、必要とする情報を十分に得ることができる。			●	●	●	●	●
(事業概要) 「障がい者のためのくらしのしおり」に障がいに関する各種情報を掲載し、市役所および市民サービスセンター等の公共施設に設置するほか、ホームページに掲載する。 また、支援者や保護者から要望の多い、事業所についてのより詳細な情報をホームページに掲載する。							

4 子育てに係る経済的支援の充実【施策7-4】

現状と課題

- ◆本市では、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、第2子および第1子の保育料無償化を実施し、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めています。
- ◆秋田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「子育てに関して日常悩んでいることや不安に思っていること」として、「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が最も高くなっており、引き続き、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施策の方向性

保育料助成や子どもの医療費助成など、経済的支援の充実に努め、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

目標指標

指標		現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
1	3歳未満の保育料無償化割合	21.8%	70.0%
2	子育てで出費がかさむことに悩む人の割合 (①就学前児童の保護者 ②小学校児童の保護者)	①42.4% ②55.6%	①②35%未満

取組・事業

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
1 第1子保育料無償化事業	子ども育成課	7条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 一定の所得制限のもと第1子以降の保育料を無償化することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得制限などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する。						
2 第2子以降保育料無償化等事業	子ども育成課	7条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 一定の所得制限のもと第2子以降の保育料を無償化することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得制限などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する。						
3 すこやか子育て支援事業	子ども育成課	7条	R2	R3	R4	R5	R6	
			●	●	●	●	●	
(事業目標) 子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図る。		(事業概要) 保育所、認定こども園および認可外保育施設等に入所、または幼稚園に入園している児童で所得制限などの一定の条件を満たす場合に保育料を助成する。						

事業名		担当課	子ども条例	実施期間				
4 認定等保育施設保育料助成事業		子ども育成課	7 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 認定保育施設および認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保育料の階層ごとに応じて助成し、子育て費用の負担軽減を図る。		(事業概要) 認定保育施設・認可外保育施設と認可保育所との保育料の差額に対し、保育料階層に応じて助成する。						
5 幼稚園副食費補足給付事業 (実費徴収に係る補足給付を行う事業)		子ども育成課	7, 8 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に食事の提供に要する費用の一部を補助することで、子育て費用の負担軽減を図る。		(事業概要) 新制度未移行幼稚園を利用する子どものうち、低所得世帯等を対象に保護者が支払うべき食事（副食に限る）の提供に要する費用の一部を補助する。						
6 子ども福祉医療費の助成（再掲）		子ども総務課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 子どもの医療費を助成し、子育て世帯の経済的負担の軽減や子どもを生み育てやすい環境の充実を図る。		(事業概要) 対象となる中学生までの子どもに対し、医療費の自己負担分を助成する。						
7 児童手当支給事業		子ども総務課	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。		(事業概要) 児童を養育するものに対して児童手当を支給する。						
8 小・中学校就学奨励事業 (小・中学校就学援助費)		学事課	11 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 就学困難な児童生徒の保護者へ必要な援助を行うことにより、すべての学齢児童生徒に対し義務教育を保証する。		(事業概要) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。						
9 ファミリー・サポート・センター 利用料助成事業（再掲）		子ども未来センター	8 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) ファミリー・サポート・センター利用者の経済的負担を軽減し、より安心して子育てができるよう支援する。		(事業概要) ファミリー・サポート・センター利用料の半額を助成する。						
10 在宅子育てサポート事業（再掲）		子ども未来センター	12 条	R2	R3	R4	R5	R6
				●	●	●	●	●
(事業目標) 複数の子育て支援サービスの利用料に充てることができるクーポン券を交付し、在宅子育て家庭の子育てに係る経済的負担の軽減を図る。		(事業概要) 就学前の児童を在宅で子育てしている保護者に「子育てサポートクーポン券」、平成30（2018）年4月2日以降に生まれた第3子以降の児童（小学校就学前、在宅）および当該児童を含めた3人以上の子を養育している保護者に「多子世帯サポートクーポン券」を交付する。						

第 3 部

教育・保育および地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）と提供体制の確保内容・実施時期を設定する単位として、地理的条件や人口等の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、市町村が定めることとなっています。

本市では、平成 17（2005）年の市町合併後のまちづくり等について定めた「緑あふれる新県都プラン」以降、市域を「中央・北部・西部・東部・南部・河辺・雄和」の 7 地域に区分し、各地域の自然条件や交通、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえた「地域別整備方針」が定められています。この地域区分は、地域的な視点が必要な施策を展開する上での基本的な単位となっていることから、教育・保育提供区域は、第 2 次プランに引き続き、この 7 区域とします。

○区域割

中央	大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、泉（JR 線西側）、千秋、中通、南通、檜山、茨島、八橋
北部	寺内、外旭川、土崎港中央、土崎港東、土崎港西、土崎港南、土崎港北、前記以外の土崎港、将軍野東、将軍野南、前記以外の将軍野、港北、飯島、金足、下新城、上新城
西部	新屋、勝平、浜田、豊岩、下浜、向浜
東部	東通、手形、手形（字）、手形山、泉（JR 線東側）、旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、広面、柳田、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、下北手、太平
南部	牛島東、牛島西、牛島南、卸町、大住、大住南、仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋、上北手、山手台、南ヶ丘
河辺	岩見三内、和田、豊島
雄和	川添、種平、戸米川、大正寺

(2) 認定区分について

- 1 号認定子ども：満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望。
- 2 号認定子ども：満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。
- 3 号認定子ども：満 3 歳未満の子どもで、保護者の就労等の事由により保育所等での保育を希望。

(3) 児童数の推計について

各年における児童数について、平成 31（2019）年 3 月 31 日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去 5 年間の人口データ等を用いてコーホート変化率法¹により計画期間における児童数を以下のとおり推計しています。

【計画期間の推計児童数】（各年 4 月 1 日人口）

（単位：人）

	平成31 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度
	(基準)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)	(推計)
0 歳	1,864	1,807	1,752	1,698	1,647	1,600
1 歳	1,957	1,889	1,831	1,775	1,721	1,670
2 歳	2,025	1,966	1,897	1,840	1,782	1,728
3 歳	2,162	2,037	1,977	1,907	1,852	1,794
4 歳	2,250	2,175	2,050	1,988	1,916	1,862
5 歳	2,231	2,247	2,172	2,048	1,984	1,915
6 歳	2,322	2,235	2,252	2,177	2,053	1,988
7 歳	2,331	2,319	2,233	2,249	2,175	2,051
8 歳	2,325	2,328	2,315	2,228	2,245	2,171
9 歳	2,471	2,325	2,328	2,315	2,227	2,246
10 歳	2,455	2,460	2,316	2,320	2,307	2,219
11 歳	2,470	2,448	2,451	2,310	2,313	2,299
合計	26,863	26,236	25,574	24,855	24,222	23,543

¹ コーホート変化率法：各コーホート（同じ年や年度に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容および実施時期

【市全域】

市全域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		1,924	4,376		2,696	1,164	1,847	4,201		2,606	1,129
			832	3,544				800	3,401		
確保方策		3,909	267	3,948	2,986	1,343	3,915	318	3,906	2,996	1,348
特定教育・ 保育施設	保育所			2,519	1,779	828			2,519	1,779	828
	認定こども園	1,988	267	1,422	902	370	1,994	318	1,380	912	375
	幼稚園	300	0				300	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				205	97				205	97
	事業所内保育事業				72	28				72	28
教育・保育 施設	幼稚園	1,621	0				1,621	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	7	28	20	0	0	7	28	20
(幼稚園および預かり保育)			(565)				(482)				
過不足		1,420	0	404	290	179	1,586	0	505	390	219

市全域		令和4(2022)年度					令和5(2023)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		1,771	4,027		2,526	1,096	1,714	3,898		2,449	1,064
			766	3,261				742	3,156		
確保方策		3,915	381	3,843	2,996	1,348	3,915	421	3,803	2,996	1,348
特定教育・ 保育施設	保育所			2,519	1,779	828			2,519	1,779	828
	認定こども園	1,994	381	1,317	912	375	1,994	421	1,277	912	375
	幼稚園	300	0				300	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				205	97				205	97
	事業所内保育事業				72	28				72	28
教育・保育 施設	幼稚園	1,621	0				1,621	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	7	28	20	0	0	7	28	20
(幼稚園および預かり保育)			(385)					(321)			
過不足		1,759	0	582	470	252	1,880	0	647	547	284

市全域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		1,660	3,774		2,375	1,031
			718	3,056		
確保方策		3,915	442	3,782	2,996	1,348
特定教育・ 保育施設	保育所			2,519	1,779	828
	認定こども園	1,994	442	1,256	912	375
	幼稚園	300	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				205	97
	事業所内保育事業				72	28
教育・保育 施設	幼稚園	1,621	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	7	28	20
(幼稚園および預かり保育)			(276)			
過不足		1,979	0	726	621	317

【R2】施設数：122
 保育所：53 幼稚園：12
 認定こども園：29
 小規模：18 事業所内：4
 企業主導型：6

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【中央地域】

中央地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		434	988		663	280	425	966		616	272
			188	800				184	782		
確保方策		935	188	1,226	1,057	498	941	184	1,239	1,067	503
特定教育・ 保育施設	保育所			901	647	317			901	647	317
	認定こども園	579	188	322	278	122	585	184	335	288	127
	幼稚園	160	0				160	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				68	29				68	29
	事業所内保育事業				52	22				52	22
教育・保育 施設	幼稚園	196	0				196	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	3	12	8	0	0	3	12	8
(幼稚園および預かり保育)			0					0			
過不足		501	0	426	394	218	516	0	457	451	231

中央地域		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		413	939		579	265	396	900		561	257
			179	760				171	729		
確保方策		941	179	1,244	1,067	503	941	171	1,252	1,067	503
特定教育・ 保育施設	保育所			901	647	317			901	647	317
	認定こども園	585	179	340	288	127	585	171	348	288	127
	幼稚園	160	0				160	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				68	29				68	29
	事業所内保育事業				52	22				52	22
教育・保育 施設	幼稚園	196	0				196	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	3	12	8	0	0	3	12	8
(幼稚園および預かり保育)			0					0			
過不足		528	0	484	488	238	545	0	523	506	246

中央地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		373	848		546	251
			161	687		
確保方策		941	161	1,262	1,067	503
特定教育・ 保育施設	保育所			901	647	317
	認定こども園	585	161	358	288	127
	幼稚園	160	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				68	29
	事業所内保育事業				52	22
教育・保育 施設	幼稚園	196	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	3	12	8
(幼稚園および預かり保育)			0			
過不足		568	0	575	521	252

【R2】施設数:45
 保育所:19 幼稚園:4
 認定こども園:9
 小規模:7 事業所内:3
 企業主導型:3

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【北部地域】

北部地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		462	1,051		644	280	443	1,007		612	272
			200	851				192	815		
確保方策		985	0	804	525	237	985	0	804	525	237
特定教育・ 保育施設	保育所			342	244	108			342	244	108
	認定こども園	400	0	462	243	111	400	0	462	243	111
	幼稚園	105	0				105	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				38	18				38	18
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	480	0				480	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			(200)					(192)			
過不足		323	0	-47	-119	-43	350	0	-11	-87	-35

北部地域		令和4(2022)年度					令和5(2023)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		419	952		597	264	402	914		581	254
			181	771				174	740		
確保方策		985	33	771	525	237	985	64	740	525	237
特定教育・ 保育施設	保育所			342	244	108			342	244	108
	認定こども園	400	33	429	243	111	400	64	398	243	111
	幼稚園	105	0				105	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				38	18				38	18
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	480	0				480	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			(148)					(110)			
過不足		418	0	0	-72	-27	473	0	0	-56	-17

北部地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		385	874		562	247
			166	708		
確保方策		985	96	708	525	237
特定教育・ 保育施設	保育所			342	244	108
	認定こども園	400	96	366	243	111
	幼稚園	105	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				38	18
	事業所内保育事業				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	480	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			(70)			
過不足		530	0	0	-37	-10

【R2】施設数:22
 保育所:8 幼稚園:3
 認定こども園:8
 小規模:3

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【西部地域】

西部地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		205	466		278	126	195	445		282	123
			89	377				85	360		
確保方策		445	11	381	301	129	445	28	364	301	129
特定教育・ 保育施設	保育所			253	227	108			253	227	108
	認定こども園	165	11	124	39	9	165	28	107	39	9
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				9	3				9	3
	事業所内保育事業				20	6				20	6
教育・保育 施設	幼稚園	280	0				280	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	4	6	3	0	0	4	6	3
(幼稚園および預かり保育)			(78)					(57)			
過不足		162	0	4	23	3	193	0	4	19	6

西部地域		令和4(2022)年度					令和5(2023)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		190	432		285	119	186	422		277	117
			82	350				80	342		
確保方策		445	38	354	301	129	445	46	346	301	129
特定教育・ 保育施設	保育所			253	227	108			253	227	108
	認定こども園	165	38	97	39	9	165	46	89	39	9
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				9	3				9	3
	事業所内保育事業				20	6				20	6
教育・保育 施設	幼稚園	280	0				280	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	4	6	3	0	0	4	6	3
(幼稚園および預かり保育)			(44)					(34)			
過不足		211	0	4	16	10	225	0	4	24	12

西部地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		186	422		270	114
			80	342		
確保方策		445	46	346	301	129
特定教育・ 保育施設	保育所			253	227	108
	認定こども園	165	46	89	39	9
	幼稚園	0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				9	3
	事業所内保育事業				20	6
教育・保育 施設	幼稚園	280	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	4	6	3
(幼稚園および預かり保育)			(34)			
過不足		225	0	4	31	15

【R2】施設数: 12
 保育所: 6 幼稚園: 1
 認定こども園: 2
 小規模: 1 事業所内: 1
 企業主導型: 1

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【東部地域】

東部地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		398	905		554	239	381	866		541	231
			172	733				165	701		
確保方策		967	0	598	507	230	967	0	598	507	230
特定教育・保育施設	保育所			399	326	148			399	326	148
	認定こども園	302	0	199	104	37	302	0	199	104	37
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型保育事業	小規模保育事業				67	36				67	36
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育施設	幼稚園	665	0				665	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	10	9	0	0	0	10	9
(幼稚園および預かり保育)			(172)					(165)			
過不足		397	0	-135	-47	-9	421	0	-103	-34	-1

東部地域		令和4(2022)年度					令和5(2023)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		362	824		531	225	353	803		514	219
			157	667				153	650		
確保方策		967	0	598	507	230	967	0	598	507	230
特定教育・保育施設	保育所			399	326	148			399	326	148
	認定こども園	302	0	199	104	37	302	0	199	104	37
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型保育事業	小規模保育事業				67	36				67	36
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育施設	幼稚園	665	0				665	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	10	9	0	0	0	10	9
(幼稚園および預かり保育)			(157)					(153)			
過不足		448	0	-69	-24	5	461	0	-52	-7	11

東部地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		344	782		499	211
			149	633		
確保方策		967	0	598	507	230
特定教育・保育施設	保育所			399	326	148
	認定こども園	302	0	199	104	37
	幼稚園	0	0			
特定地域型保育事業	小規模保育事業				67	36
	事業所内保育事業				0	0
教育・保育施設	幼稚園	665	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	10	9
(幼稚園および預かり保育)			(149)			
過不足		474	0	-35	8	19

【R2】施設数: 24
 保育所: 10 幼稚園: 3
 認定こども園: 4
 小規模: 5
 企業主導型: 2

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【南部地域】

南部地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		366	832		474	200	345	785		477	194
			158	674				149	636		
確保方策		542	68	674	491	217	542	106	636	491	217
特定教育・ 保育施設	保育所			359	230	115			359	230	115
	認定こども園	542	68	315	238	91	542	106	277	238	91
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				23	11				23	11
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0				0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			(90)				(43)				
過不足		86	0	0	17	17	154	0	0	14	23

南部地域		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度					
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		332	754		450	188	323	734		436	183
			143	611				140	594		
確保方策		542	131	611	491	217	542	140	602	491	217
特定教育・ 保育施設	保育所			359	230	115			359	230	115
	認定こども園	542	131	252	238	91	542	140	243	238	91
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				23	11				23	11
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0				0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)		(12)					0				
過不足		198	0	0	41	29	219	0	8	55	34

南部地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		320	729		422	177
			139	590		
確保方策		542	139	603	491	217
特定教育・ 保育施設	保育所			359	230	115
	認定こども園	542	139	244	238	91
	幼稚園	0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				23	11
	事業所内保育事業				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			0			
過不足		222	0	13	69	40

【R2】施設数13
保育所:5
認定こども園:6
小規模:2

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【河辺地域】

河辺地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		35	80		50	22	38	86		41	21
			15	65				16	70		
確保方策		35	0	138	58	18	35	0	138	58	18
特定教育・ 保育施設	保育所			138	58	18			138	58	18
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	35	0				35	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				0	0				0	0
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0				0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			0					0			
過不足		0	-15	73	8	-4	-3	-16	68	17	-3

河辺地域		令和4(2022)年度					令和5(2023)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		35	80		48	20	32	74		46	19
			15	65				14	60		
確保方策		35	0	138	58	18	35	0	138	58	18
特定教育・ 保育施設	保育所			138	58	18			138	58	18
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	35	0				35	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				0	0				0	0
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0				0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			0					(3)			
過不足		0	-15	73	10	-2	0	-11	78	12	-1

河辺地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		29	66		43	17
			13	53		
確保方策		35	0	138	58	18
特定教育・ 保育施設	保育所			138	58	18
	認定こども園	0	0	0	0	0
	幼稚園	35	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				0	0
	事業所内保育事業				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			(6)			
過不足		0	-7	85	15	1

【R2】施設数:3
保育所:2 幼稚園:1

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

【雄和地域】

雄和地域		令和2(2020)年度					令和3(2021)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		24	54		33	17	20	46		37	16
			10	44				9	37		
確保方策		0	0	127	47	14	0	0	127	47	14
特定教育・ 保育施設	保育所			127	47	14			127	47	14
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				0	0				0	0
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0				0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			0					0			
過不足		-24	-10	83	14	-3	-20	-9	90	10	-2

雄和地域		令和4(2022)年度					令和5(2023)年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳		幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		20	46		36	15	22	51		34	15
			9	37				10	41		
確保方策		0	0	127	47	14	0	0	127	47	14
特定教育・ 保育施設	保育所			127	47	14			127	47	14
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0				0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				0	0				0	0
	事業所内保育事業				0	0				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0				0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			0					0			
過不足		-20	-9	90	11	-1	-22	-10	86	13	-1

雄和地域		令和6(2024)年度				
		1号	2号		3号	
			幼稚園希望	左記以外	1・2歳	0歳
量の見込み		23	53		33	14
			10	43		
確保方策		0	0	127	47	14
特定教育・ 保育施設	保育所			127	47	14
	認定こども園	0	0	0	0	0
	幼稚園	0	0			
特定地域型 保育事業	小規模保育事業				0	0
	事業所内保育事業				0	0
教育・保育 施設	幼稚園	0	0			
企業主導型保育施設の地域枠		0	0	0	0	0
(幼稚園および預かり保育)			0			
過不足		-23	-10	84	14	0

【R2】施設数:3
保育所:3

※「幼稚園希望」は、2号認定(保育を必要とする者)のうち、幼稚園の利用希望が強い者

※「(幼稚園および預かり保育)」は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)における長時間・通年の預かり保育

※「(幼稚園および預かり保育)」の()内の数字は、「幼稚園」および「認定こども園」(教育部分)の内数

※「幼稚園希望」に係る確保方策について、「認定こども園」の「2号認定」から確保できない場合、「(幼稚園および預かり保育)」により確保する

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、各事業において、現在、広域で提供体制を確保している状況にあることを踏まえ、市内全域を提供区域とします。

ただし、延長保育事業については、教育・保育提供区域と同様の7区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容および実施時期

①利用者支援事業

ア 基本型（担当課：子ども未来センター）

子育て家庭が集まりやすい施設に専門職員を配置して、子育て支援サービス等に関する情報提供や相談対応等の支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※子ども未来センターが、各地域の地域子育て支援拠点事業等と連携を図り実施体制を確保します。

イ 母子保健型（担当課：子ども健康課）

母子保健コーディネーター(助産師)が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
実施箇所数 (箇所)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※秋田市版ネウボラ（子ども健康課）が、利用者支援事業基本型（子ども未来センター）と連携を図り実施体制を確保します。

②延長保育事業（担当課：子ども育成課）

保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長して保育を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
利用者数 (人)	市全域	量の見込み	4,498	4,337	4,184	4,054
		確保方策	4,498	4,337	4,184	4,054
	中央	量の見込み	1,058	1,017	980	946
		確保方策	1,058	1,017	980	946
	北部	量の見込み	1,079	1,036	994	959
		確保方策	1,079	1,036	994	959
	西部	量の見込み	477	465	457	446
		確保方策	477	465	457	446
	東部	量の見込み	927	894	863	839
		確保方策	927	894	863	839
	南部	量の見込み	816	789	756	734
		確保方策	816	789	756	734
	河辺	量の見込み	83	81	80	75
		確保方策	83	81	80	75
	雄和	量の見込み	58	55	54	55
		確保方策	58	55	54	55

※現在の実施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

③放課後児童健全育成事業（担当課：子ども育成課）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、安全・安心な生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
利用児童数 (人)	量の見込み	1年生	633	658	678	698
		2年生	452	470	485	499
		3年生	356	370	382	393
		4年生	192	200	206	213
		5年生	139	145	149	153
		6年生	69	72	75	77
		合計	1,841	1,915	1,975	2,033
	確保方策		2,151	2,223	2,331	2,439

※ニーズ調査および利用実績の上昇傾向を考慮した量の見込みに対し、新規クラブ創設等により、提供体制を確保します。

④子育て短期支援事業（担当課：子ども総務課）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行います。

事業名	単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
ショートステイ	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	191	185	178	173	166
		確保方策	191	185	178	173	166
トワイライト	延べ利用者数 (人日)	量の見込み	696	685	670	656	639
		確保方策	696	685	670	656	639

※現在の実施施設数で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（担当課：子ども健康課）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
対象者数 (人)	量の見込み	1,807	1,752	1,698	1,647	1,600
	確保方策	1,807	1,752	1,698	1,647	1,600

※0歳児推計人口を量の見込みとし、全戸訪問に対応する提供体制の確保が可能です。

⑥養育支援訪問事業（担当課：子ども未来センター）

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
対象者数 (世帯)	量の見込み	18	18	18	18	18
	確保方策	18	18	18	18	18

※現在の実施体制で、利用実績に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑦地域子育て支援拠点事業（担当課：子ども未来センターほか）

乳幼児およびその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助を行います。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
延べ利用人数 (人)	量の見込み	221,700	213,802	206,234	199,812	193,845
	確保方策	293,398	293,398	293,398	293,398	293,398

※子ども未来センター、子ども広場（フォンテAKITA6階）、各市民サービスセンターの子育て交流ひろばの市内9箇所で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑧一時預かり事業（担当課：子ども育成課）

家庭において保育を受けることが困難になった子どもを、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行います。

	単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
幼稚園型	延べ利用人数 (人日)	量の見込み	1号認定	15,330	14,713	14,105	13,652
			2号認定	136,828	131,320	125,897	121,851
			合計	152,158	146,033	140,002	135,503
		確保方策		152,158	146,033	140,002	135,503
幼稚園型以外	延べ利用人数 (人日)	量の見込み		4,429	4,166	3,913	3,700
		確保方策		4,429	4,166	3,913	3,700

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑨病児保育事業（担当課：子ども育成課）

病院や保育所等に付設された専用スペース等において、病児等を一時的に保育します。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
延べ利用人数 (人日)	量の見込み	3,418	3,297	3,180	3,081	2,989
	確保方策	11,448	11,448	11,448	11,448	11,448

※現在の実施施設数で、ニーズ調査に基づく量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

⑩ファミリー・サポート・センター事業（担当課：子ども未来センター）

乳幼児や小学生等の子どものいる子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行います。

単位等		量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
延べ利用人数 (人日)	未就学児 (緊急対応)	量の見込み	88	84	82	79	77
		確保方策	88	90	92	94	96
	未就学児 (緊急対応以外)	量の見込み	1,862	1,788	1,716	1,665	1,615
		確保方策	1,920	1,969	2,020	2,072	2,125
	就学児	量の見込み	479	469	460	451	437
		確保方策	489	501	514	527	540

※協力会員の増加を図りながら、利用実績等に基づく量の見込みに対する提供体制を確保します。

⑪妊婦健康診査（担当課：子ども健康課）

妊婦に対する健康診査を実施し、妊婦の健康保持および増進を図ります。

単位等	量の見込みと確保方策	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
延べ受診回数 (人回)	量の見込み	24,528	23,772	23,058	22,400	21,812
	確保方策	24,528	23,772	23,058	22,400	21,812

※現在の実施体制で、妊婦1人につき14回（40週以降を除く受診回数）の健診を想定した量の見込みに対する提供体制の確保が可能です。

- ⑫子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業(担当課:子ども未来センター)
要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図ります。
- ⑬実費徴収に伴う補足給付事業(担当課:子ども育成課)
新制度未移行幼稚園の入園児童のうち、年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび所得に関わらず第3子以降の子どもを対象に、保護者が負担する副食費を助成します。(「幼稚園副食費補足給付事業」として実施)
- ⑭多様な主体の参入促進事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)
(担当課:子ども育成課)
特別な支援を要する子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。(「私立保育所等障がい児保育事業」として実施)